

平成25年第7回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成25年9月17日（火曜日）

出席委員（6名）

委員長	中間	建二	君	副委員長	西川	洋一	君
委員	中村	庄一郎	君	委員	関田	貢	君
委員	東口	正美	君	委員	床鍋	義博	君

欠席委員（1名）

委員 大后 治雄 君

委員外議員（2名）

議長 尾崎 信夫 君 4番 実川 圭子 君

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田	新一	君	事務局次長	長島	孝夫	君
議事係長	下村	和郎	君	主事	吉川	和宏	君

出席説明員（12名）

副市長	小島	昇公	君	教育長	真如	昌美	君
福祉部長	吉沢	寿子	君	福祉部参事	広沢	光政	君
環境部長	田口	茂夫	君	都市建設部長	内藤	峰雄	君
学校教育部長	阿部	晴彦	君	学校教育部参事	石井	卓之	君
福祉部副参事	石川	博隆	君	健康課長	志村	明子	君
環境課長	町田	誠二	君	学校教育部副参事	小板橋	悦子	君

会議に付した案件

- (1) 25第6号陳情 「（仮称）東大和市総合福祉センター」建設に際し、周辺住民及び環境に配慮した建設を行うよう要望する陳情
- (2) 25第8号陳情 特別養護老人ホームの建設に関する陳情
- (3) 25第9号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情
- (4) 25第11号陳情 総合福祉センター建設に関する陳情
- (5) 25第10号陳情 建設業従事者のアスベスト被害救済を早期に図るよう国に働きかける意見書の提出

を求める陳情

(6) 所管事務調査

東大和市における小・中連携教育の現状と小・中一貫教育の課題について

(7) 特定事件調査

行政視察について

午前 9時49分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成25年第7回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 初めに、25第6号陳情 「（仮称）東大和市総合福祉センター」建設に際し、周辺住民及び環境に配慮した建設を行うよう要望する陳情及び25第8号陳情 特別養護老人ホームの建設に関する陳情、以上2件を一括議題に供します。

お諮りいたします。

以上2件につきましては、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、これより現地視察を行います。

〔 現地視察 〕

○委員長（中間建二君） 現地調査が終わりましたので、審査を再開いたします。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

25第6号陳情 「（仮称）東大和市総合福祉センター」建設に際し、周辺住民及び環境に配慮した建設を行うよう要望する陳情

25第8号陳情 特別養護老人ホームの建設に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（関田 貢君） 最初に、この社会福祉法人友遊会との取り決めたことの協定書ですね。この協定書が交わされて、今日、事業計画の説明会が行われたということで、説明会の内容によって地域住民の声が上がってきたというような捉え方をすると、この社会福祉法人の友遊会の法令的根拠、この現状のまま改善ができるのかできないのかということが一つ出てくるんですね。この協定書はもう取り交わしてあるわけですから。ですから、これが、その中身が、地域住民の声が一部でも反映できるという中身の法令的根拠は大丈夫なのか。

そして、またもう一つは、土地利用から見た土地開発の法規的な手続には問題がないでしょうか。

この2点の確認をまずさしてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず1点目でございます。

1点目の御質疑につきましては、法令的な影響があるかどうかということでございますが、こちらにつきましては、それぞれが介護保険法や障害者の総合支援法に基づくサービスを行うということになりますので、その中で人員基準とか、それから施設の整備基準とか広さとか、それからそれぞれの設備、そういったものはきちんとそれぞれの障害や介護のほうの法律を満たさなければサービスができるというふうには東京都のほうから認めてはいただけないということになります。

ただ、それ以外の部分でございますが、あちらのところにつきましては、現在の土地の部分については、25メートルの高度地区ということで、工業地域というようなこともございますので、そちらのほうについての法令的な影響というのは、現在の案の中では特段そういうことはないというふうに考えております。

それから、2点目の土地利用、開発に当たってということで、これにつきましても今の前段の答弁と重なる

ところでございますが、工業地域でありまして、いわゆる日影の規制のないというところで、高さについても現行で法人のほうが考えております案では、土地利用の開発上の問題となるというところはございません。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 今の友遊会の法的な問題、サービスの問題、東京都のことについては問題ないと言われました。しかし私は、その法令的、サービスするということに対しては今の説明でわかりました。

しかし、友遊会と今この決まったことの中身が、今度改善が市民から要求されたときに、その改善、設計変更だ、要はね。そういうことができるのかどうかと。ここでできないとすれば、このまま実行するという説明に、皆さんに理解を求めるといふうになると思うんですね。

ですから、友遊会の会社が設計どおりやるということについての変更ですよ。それを僕は心配してるんです。変更できないのに、この問題は進まないんで、その辺のことの猶予っていうのかね、多少、変更ができるっていうならば変更するような、次、協議会っていう話が出ますから、そこら辺のことについて、友遊会さんの契約の中身が、この変更が、極端に言えば設計変更ですね、わかりやすく言えば。そういうことが可能かどうかということですよ。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、社会福祉法人友遊会とは基本設計案ということで協議を進めさせていただいております。その設計についても、まだ基本設計案の段階でございますので、こちらについても現状ですね、お話し合いをさせていただきながら調整をしてということで進めさせていただいておりますので、これが必ずしも絶対この計画だということではなく、まだ案というような段階でございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） この計画について、やっぱり住民の方からいろいろ意見が上がってきてると思うんですけども、その中で、今現在市民の方と、そういう市が話し合う機会っていうのを何回か設けてあるのかどうか。その経過っていうか、どういうことを話し合われて、どういったことが可能なのかっていうことは、ちょっと差し支えない範囲でお答えください。

それと、先ほど設計案について、まだ案の状態だと言ったので、そういうことに関しては、もちろん設計変更は可能だというふうに認識するんですが、これ60床っていうふうに計画でなってますけれども、この60床の損益分岐点っていうのはぎりぎりのラインかどうかというのも結構、高さに関してもし低くするんであれば、そういうことも考えられると思うんですけども、そのあたりのところは、友遊会のほうと市とどういうふうに話し合ってるのかということをお聞かせください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、こちらの陳情の方々のマンション管理組合の役員の方々とは、この後の、陳情を出された後になりますけど、8月後半から9月にかけてまして4回協議を重ねさせていただいているところでございます。

もう一点の御質疑でございますが、特別養護老人ホーム60床の状況でございますけれども、これにつきましては、当初社会福祉法人友遊会のほうからは、もともと法人を選定するに当たりましては、ことしの1月に選定委員会のプレゼンテーションで、口頭で法人のほうから提案があったときには、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームと障害の方の生活訓練施設の併設というような御提案がありました。そのときに、選定委員会ではそういった御提案の内容などを総合的に判断いたしまして、長期にわたって安定した事業運営が期待できるということで、社会福祉法人友遊会を事業予定者として選定させていただいたところでございます。

その後、4月に協定を締結させていただいて、小規模の特別養護老人ホームと障害の生活訓練施設というよ

うな案で東京都のほうに案をお持ちして御相談をさせていただいたところ、東京都の基準、特別養護老人ホームや社会福祉施設の基準が、そういう意味では非常に秋田と比べて厳しいということで、全てにバルコニーを置いたりとか、それからエレベーターを2基設置するとか、さまざまな部分で基準が厳しいというようなことが判明いたしました。

そういったところで、やはり法人のほうで試算をしていただいて、なおかつ市のほうとも協議を重ねさせていただいて、広域型の特別養護老人ホーム60床というようなことで内容を変更させていただいて、さまざまな消防署や保健所、それからそのほかの建築事務所等、さまざまな関係行政機関とも調整を行い、なおかつ移行を予定いたしておりますみのり福祉園の保護者の皆様や障害者の団体の方たちともその間話し合いなども重ねた結果、最終的には現在お示ししている一部5階建ての基本設計案ということで固まったものでございます。以上です。

○委員（床鍋義博君） 2番目の質問で損益分岐点のことについて聞いたんですけども、要は29人で申請して、さまざまな法令の、東京都のそういう条例とかがあって、そういう経緯は了解をしました。

しかしながら、29人で出して、ある意味損益分岐はそこでできてるっていう友遊会の判断ですから、それが、私が聞いているのは、いろんな規定があってそういうふうになったっていう経緯はいいんですけども、実際に損益分岐点どのぐらいなのかっていうのは友遊会のほうから示されたのか。だから、60床と29床ではかなり金額が変わってくると思うので、そのときに経営の判断としてね、いや、60床というのは多目にとってるんだよというのか、29で利益がとれてるんだらばもうちょっと少なくとも行けるっていう、そういう判断があるのかどうかって、そういう話し合いはなかったのかということを知りたいんです。

○福祉部長（吉沢寿子君） 収支の見込みというようなことも含めて、社会福祉法人友遊会とは話し合いもさせていただいております。

そういったところで、運営の見込みとして、私どもも、市のほうの立場としてもある程度の試算ということを見せていただいて、法人のほうからもそういった形で試算をしていただいたということで、当初の定員29人の案のときには、3対1の人員基準というようなことでの試算もありまして、年額700万円ぐらい収入と支出の部分で少し収入のほうを上回るというような試算であったというふうに聞いております。

ただ、それが、先ほど御説明させていただきましたように、建築費がバルコニーを全部、全てに周回させたり、エレベーターを置いたり、そのほかさまざまな設備等を設置したり、いろいろな状況が変わって建築費を試算した結果、それではとてもその収入では建設費用を償還できないということになりました。

現在、それぞれ40床であったらどうか、50床であったらどうか、60床であったらどうかということでの概算の試算ということで出してもらっております。また、人員配置基準でも、当初の3対1基準というのではなく、人員を厚くしてもらおうということで、1.8対1というような基準で計算をしていただいております。

そういったところで試算をいたしますと、29床で行った場合は2,800万円を超える赤字になる。支出のほうが多くなってしまいます。これはほとんど人件費で持ち出しになります。40床ですと1,400万円弱の赤字になります。50床ですと300万円弱の赤字になります。60床の場合は、約1,800万円ぐらいの収入が何とか見込めるであろうというようなことで、それを建築費の償還に充てられるというような試算であるというようなことで、現在法人のほうと私どものほうは考えてるところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） そうすると、最初の3対1の人員のときに29床で700万円の見込みと。今回お話し聞いて、

60床で1,800万円の見込みということであれば、可能性としてなんですけども、当初の見込みの700万円のところで償還というふうに考えれば、もうちょっと可能性としてはあるっていうふうに考えてよろしいですか。可能性っていうのは50床から60床の間で調整という意味です。

○福祉部長（吉沢寿子君） 金融機関に20年間のそういった償還をしていかなきゃいけませんので、それらの利子等も相当な金額になるということで、例えば60床を50床にした場合でも、先ほど申し上げましたとおり1.8対1の人員基準であると300万円弱の赤字が出ると、既に。赤字になってしまうということになると、そこから本来やっていただくべき総合福祉センター部分の建築費を償還する費用が全く捻出できないということになってしまいますので、それであればとても法人はやはり運営はできないというような御説明もいただいているところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 今の質問は、50床で300万円赤字だったら当然できないのはわかっているんです。だから、50床から60床の間での妥協点が一切ないのか、可能性が全くないのかっていう話を聞いてます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 特別養護老人ホームのほうの部分は、今ユニット型特養ということで、全て個室で対応になります。その場合には、基本的には1ユニット10人ということで、ふだんの家庭にいるような雰囲気、自分の一つのお部屋の中でそれぞれ介護を受けながら過ごしていただいて、お食事などはどこか集会室みたいところに、共有スペースに出てきてお食事をとってということで、そういった昔の特別養護老人ホームと違う形になりますので、基本的には10人、10人、10人という形での1ユニット構成ではないと難しいということで東京都からも御説明があります。ですから、60人と50人の間の、じゃ55人ではどうかと言われるのは、それはもうユニットの構成が10人でなくなってしまうので非常に難しいということですね。

それから、あとショートステイをその中に入れなければいけないということで、その部分も60床のユニットの中でショートステイを少し入れるというようなことでの東京都との調整の結果のユニット数ということになっております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 今回こういう陳情が出た場合、議会としては陳情者からいろいろ意見聞くということで、これは大変よかったかなというふうに思うわけですね。

その折に、何人かの陳情者から出されたのは、市の説明が非常によくないと。中には、それはわかって言っているのかというような言葉も出されたような話も出されたんですけど、それを前提に——前提にというのは市の対応のことを今問うてるわけですけど、この陳情でいえば、私は総合福祉センター、これは議会も早く推進、建設してほしいということで、各議員もいろんな場所で、一般質問の場所でも言ってきた問題ですよ。だから、そのことについてだけ進んでいけば、特に今回のような問題は出てこなかったんじゃないかというのがまず前提にあると思うんですね。

それで、陳情者から話を聞いたところ、それはもうあそこの建物を買うときに織り込み済みだと、そういう施設ができるのは、将来自分たちもお世話になるだろうからという気持ちで来たところ、ところが、いつの間にかそこに特養老人ホームというのが出てきちゃってると。それについては、もしもっと早くわかってれば、そこを購入するかどうかの判断にもなる。このようにおっしゃってたわけですよ。

それで、現実に今市とお話し合いもしてるということでした。この陳情の中心的な趣旨は、経過はとにかく、協議機関を設けた上で住民の声も反映してほしいと、これが中心だと思うんですね。市としても、つくるに

当たっては、地域住民の人の歓迎の中でつくるっていうんですかね、いつまでも恨みを抱いてつくるような施設にしてほしくないわけですよ。その点では、今進めている協議、公式、非公式を問わず、このことが非常に大事というか、ということになるんじゃないかというふうに思うんですね。

今、他の委員から、特養ホーム中心の議論にもなってますけども、今、かなめはそこに移っちゃってんじゃないかというふうに思うんで、その点で改めてお聞きすると、こうした市民の、近隣住民の声を聞いた上で、折り合う場所、これを市側としても真剣に考える必要があるんじゃないかと、こういうことはぜひやってほしいと思うんですがいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） マンション管理組合の方々とは、先ほども御答弁させていただきましたが、8月の下旬から9月の中旬にかけて4回協議を重ねさせていただいております。その中で、さまざまなマンションの住民の方々からの御意見とか、やはり建物の階層を低くしてほしいとか、それから階自体の高さも少し低くしてもらえないとか、それからあとパン工房のおいなどとか、ごみ置き場の位置とか、そういったさまざまな御意見をいただいておりますので、そういったところも今お話し合いをさせていただいて、何とか社会福祉法人のほうにもお越しいただいて、その中でもお話し合いをして、今そこを例えば別のところに少し移せるかとか、階の高さを少しでも低くできるか、それで何とか運営費もきちんと、収支で収入のほう为上回って、それを建設費の償還に充ててもらえるのかどうか、そういったところなども今法人のほうでもう一度試算などもさせていただいて、マンション管理組合の方々とは協議をさせていただいてるところでございますので、今後もこの後も引き続きそういう形にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 市の対応が非常に余りよくないっていうことの中には、この件もそうですけども、この件のことに関係するかどうか、そういうことが影響しなきゃいいんですけども、かつてのほかの事例なんかでは、市が決めた計画を何が何でもお話し合いの中で説明し納得してもらおうためのお話し合い。住民の側が幾ら何か言っても、市の計画がこうだから、それに納得してもらうまで時間をかけて強引に進めると、こういうお話し合いと、それから市民の声を、そういうことならば一部変更できる可能性がある、しなければならぬという考えでやるのでは雲泥の違いがあると思うんですね。

今、部長が答弁されたのは、住民の声を現実のものにしたいと、少しでも聞きたいという構えで今やっていますということとして受けとめていいのか。というのは、先ほど他の委員の説明の中で、採算点のことを考えれば、今のベッド数を減らすことが何か不可能であるような説明をされてるわけですよ。その立場で住民の方とお話し合いをずうっと続けるっていうことになれば、これはすれ違ってくわけですよ。その辺、そういう基本的なところの発想はどうなってるのでしょうか。

特に、この場所については事業者に、言うなら一等地というところを、価値のある土地を無償提供するわけですよ、市民の財産を。そこんともひとつ考慮に入れた、住民の立場に立った進め方をしてもらいたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 市といたしましては、いろいろなプロセスを積み上げてきた結果の総合福祉センターをぜひ、市民の方からも要望が強い施設でありますから、立ち上げたい。

それから、非常に高齢化率も高くなっている中で、高齢者のための特別養護老人ホームをぜひ必要だというところをひとつ押さえた中で、周辺の住民の方のその前に5階建てがということに対する心配だったり御不満だったりということも十分に理解できるところでございますので、既に8月の中旬以降、管理組合の方とも4

回ほどお会いをしてお話をさしていただいておりますが、やはり安定的にそれぞれの施設を運営するというのが担保された中で、どこまで御要望もお聞きすることができるかというところでお互いに了解できるところを模索していきたいと。今後も引き続きお話を進んでいきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） もう一つの陳情も議題に上がってますので、そちらとの関係で、8号陳情の場合は、特養老人ホームは今東大和にとって大変重要だからつくってほしいと、これが基本の陳情と。これには賛成できるわけですね。ただ、あえて当該地について言ってるわけですね。

一方で、住民の、近隣の方が、特養ホームはその場所につくってもいいけど、少し考慮してもらえないかって言ってるところに、この特別養護老人ホームを、この8号陳情のほうでは、これは計画どおり推進しろって特に書いてあるようには思えないんですけども、あえてこれが一緒になってるってとこにやっぱり私としては深く考えなきゃいけないとこかなというふうに思うわけです。

住民同士が何かけんかするようなね、そういう陳情になっちゃってるのは本当に残念なんですけども、ですから8号陳情の場合には、市内に特養ホームをつくってくださいという意味の陳情だったら、これはもろ手を挙げて、そうだそうだということになるんですけども、あえて当該地について出てるっていうことが、非常に私はこの陳情については疑問を持っているところです。

この両方を、市にとっても住民にとっても成り立たせるというふうにするには、やはり近隣住民の方の要望に沿った建設が、福祉センターとともに特養ホームが歓迎されてつくられるかどうか、これがかなめというふうに思うんですね。そこではいろいろ知恵を使ってもらいたいと思います。

この特養ホームも含めて、こういう施設をつくる場合には、事業者の単独のお金だけでなく、国からのいろんな施設建設に当たっての助成金が制度上出ると思うんですね。それは全体の建設事業費のどのくらいの割合になってるんでしょうか。そこも含めて、事業者にはいろいろ考えてもらいたいということを市からも強く言ってもらいたいんですが、

○委員長（中間建二君） 傍聴者に申し上げます。審議に影響がございますので、御静粛をお願いいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在の一部5階建て案での試算におきましては、全部の建設の工事費の総額が約14億円から15億円かかるというふうに試算されておまして、なおかつ、今建築資材の高騰によりなかなか入札がないというようなことで、さらに高騰するということを法人のほうは心配している状況でございます。

このうち、特別養護老人ホームのほうの施設整備補助といたしましては、60床で2億7,500万円程度の補助金を見込むものでございます。それから、障害のほうの部分の施設整備補助金につきましては、約3億円程度の補助金を見込んでおりますので、残りの約10億円を全て法人のほうで償還していただくというような形になるというふうに考えています。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 陳情趣旨の中に、この整備計画にはその内容そのもの、また決定の提出に至る過程に重大な瑕疵が存在しという表現があります。また、陳情理由の中にも、この本整備計画は東大和市の街づくり条例に違反するというようなことが書かれておりますが、この辺を市ではどのような見解でいらっしゃるかっていうのが一つと、もう一つ……（発言する者あり）済みません。

○福祉部長（吉沢寿子君） まずこの一部5階建ての基本設計案につきましては、先ほど一番最初のときに御答弁させていただきましたが、こちらのセンターの用地は工業地域にございまして、25メートルの高度地区であ

るといふようなことで、おおよそ8階建てまでの施設が建てられるということでもあります。それから、日影の規制もないといふようなところで、そういったところの法令上の規制がないといふようなことで、今回一部5階建て案といふことでの基本設計案を御説明させていただいたといふことでございます。

私のほうからは以上でございます。街づくり条例の関係につきましては、都市建設部長のほうから説明をさせていただきます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 街づくり条例に違反しているという主張についてでございますけれども、街づくり条例は、市民、事業者、市が相互に理解し合っているような事業を進めていく必要があるといふことで作成したものでございます。

その基本理念に定めている内容について、市民の意見が反映されていないのではないかといったようなところからのことだと思いますけれども、行政計画をつくる上では、街づくり条例において早い段階からいろいろと協議の中に市民の意見を反映するよにということを位置づけておりまして、まさに総合福祉センターの基本計画をつくる段階では、それぞれの代表等を加えた市民参加を図り基本計画をつくってきたと思います。また、この事業者選定においても、関係する機関等が加わり懇談会を設置してつくられてきたといふ経緯があると思いますので、そのこと等を捉えたところでは、ここに主張されてるような内容ではないといふふうには捉えることと、また、今回の説明会につきましては、建築計画がある程度できたといふことで近隣の方たちにお示したといふことと、ただその計画が、当初3階建てと言っていたものが変わってきた、そういった経緯と、マンション建設のスケジュールが微妙に重なってきたといふことから、細かな点で逐次そういったことを情報発信をでき切れなかったといふ経緯はあると思います。

そういったことから、先ほど協議の中で今後どれだけ理解を求められるかといふお話がありましたので、街づくり条例の趣旨からしますと、今後の協議の中でお互いに納得できるところ、理解できるところといったものを探りながら、ある程度の協議を進めていくといったことが進んでいくといふことであれば、街づくり条例に反してるといふふうには考えられないといふふうには認識しております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 今逐次情報発信が市側でできなかったといふ御答弁がありましたけれども、先日の陳情者からの説明でも、マンション設計といふか、マンション販売とか設計とか入居とかの丁寧な時系列と、またこの総合福祉センター及び特別養護老人ホームの整備計画の時系列の説明をいただいたんですけども、皆様がおっしゃっていたのは、突然といふ感じ、この中にも5階建ての特老が突然計画に入ったことで突然感があるといふことが一つはあるのかなって思っておりますが、もう一つおっしゃっていたのが、一生の買い物をされるといふふうにおっしゃっておりましたので、恐らく購入を考えていらっしゃる方から、販売される明和地所から説明を聞くって方もいらっしゃるでしょうし、また市に直接説明を求めるといふ方もいらしたのではないかと思います。この辺のことがもし、この時点でこのような質問があったといふ、ある程度時期も含めてわかれば教えてください。

○福祉部副参事（石川博隆君） クリオマンション御購入を検討されてる方々が、こちらの基本計画が民設民営という形で策定をする、まさにその同じ時期ぐらいに、やはり何階建ての建物、床面積がどれくらいで買えそうかといふふうなことをお電話で問い合わせをされたりといふことが頻繁にありました。また、私のほうからは、その際には、今はこういう形で基本計画を策定途中といふことで、民設民営の方向でなりますと、階層につきましても床面積につきましても、事業予定者さんからの提案に基づいて決まってくるという形になります

ので、今現在は未定でありますという形で、私のほうからは御説明をさしていただいたというところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 未定という御説明の中で、階層のこと等も未定であるというようなことは御説明をされたのでしょうか。

○福祉部副参事（石川博隆君） やはり気になるのは階層の部分ということでございますので、基本計画原案では市が公設ということで、当初は3階を基本としておりましたけれども、民設民営の方針となります基本計画を策定してるところでございましたので、それにつきましては、階層については未定でありますということでお伝えしてるところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） もう一つ確認させてください。今のは恐らく個人個人に購入希望者の方からのお問い合わせに対するお答えだったと思うんですけども、販売をされる明和地所さんにはどのような説明をどの時点でされているか教えてください。

○福祉部副参事（石川博隆君） 明和地所様のほうには、販売に直接携わられてる方が窓口に来られて、それで私のほうではその旨をお話はさしていただいたんですけども、そのときにお名刺をいただくこと等をこちらのほうでも失念しておりましたので、明和地所様のほうにこういう形になるというような正式なお伝えっていうことはできていなかったという形で認識してございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 幾つか質問をさせていただきます。

もう既に皆さんの中からもいろいろなお話がありました。また、私の中には東口委員のほうで大分話された内容もございますので、それはそれでいいとして、まずは今回陳情者の意見を聞くという会を設けたことは非常に良かったかなというふうに思っております。

ただ、その中では、この陳情理由と意味合いがちょっとどうなのかなっていう部分があるので、それも含めてちょっと質問をしたいと、質疑をしたいというふうに思っています。

また、今回この25第6号陳情、それと25第8号陳情ですか、こちらについては、6号陳情のほうは特老と書いてあります。特養っていうんですか、特老っていうんですか。こちらについてのメイン事業として盛り込まれたことについて一部内容の話がございます。これについてはどうなのかということがございまして、8号陳情のほうは、ぜひ特老をつくっていただきたいというふうな陳情でありますので、2つ、両方いいですよ、質問ね。じゃ、それについて質問させていただきます。

まず、陳情理由ですよ。今お話しさしてもらった特老ですね。これ自体が——6号陳情のほうですね。ここの陳情理由の中には、特老が整備計画のメイン事業として盛り込まれたっていう、そのメイン事業であったかどうか、まず、どうして盛り込まれたのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 特別養護老人ホームと障害者の自立施設、入所型のほうの施設につきましては、法人のほうからの独自の提案事業ということで、それを提案していただいたということでございますので、先ほど来御答弁させていただいておりますとおり、その施設がないことには、もともとの障害の方たちの、東大和市総合福祉センターの部分、そちらのほうの建築費も償還ができないというようなことで、両方が一対のものとして全体の計画となるということで法人のほうからの御提案があり、私どももそういうことで基本設計とい

うことにしておりますので、こちらの陳情の方々が、この基本設計案では特別養護老人ホームが中心じゃないかみたいな、そのような表記がされておりますけれども、私どもといたしましては、あくまでも一対のものであり、先ほど来御説明させていただいておりますとおり、そちらのほうの収入がなければ障害のほうの通所等の部分についての建築費自体が償還できないということで考えておりますので、あくまでも一対のものであって、それが、主従がどうなのかとかっていうことではないというふうに考えております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

実際にはPPPということで、民設民営ということではございますのでね、やはり事業者がどういうふうにされていくかということの、そういう計画性の中では、そういうことも非常にあるとは、今回の話も出てきて、ある意味当然というふうなことには思っているんですけども、じゃ、あくまでメイン事業、こちらにはメイン事業として盛り込まれたんだっていうふうに書いてあるんですけども、そのことについて、いろいろこれから陳情理由のいろんな内容に発展していつているわけなんですけども、その中では、まず整備計画、こちら基本計画との整合性を欠いていると言いますけれども、先ほども都市計のほうからはいろんなお話が出ましたけど、これについてお伺いをいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 平成24年7月に策定いたしました東大和市総合福祉センターの基本計画の中で、今、中村委員がおっしゃっていただきましたように、PPPの一つの手法として民設民営方式を導入して、民間活力を最大限活用していただいて、施設を整備するというようなことの計画とさせていただいたところでございます。

こちらの中で、先ほど来御説明させていただいておりますけれども、施設整備は法人が行うということでございますので、法人の御提案により、この基本計画を踏まえて当該事業予定者が提案する事業内容も取り込んだ事業計画を策定するというようなことで基本計画をつくっておりますことから、基本計画に対しての整合性ということとはとれているものということで、私どもは一貫してそのように考えてるところでございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それと、その下に、青少年育成事業への悪影響も生じさせるおそれがありますって書いてありますけれども、学童保育所も先ほど現地視察をしてまいりましたけれども、確かに学童保育所が日影になるということは、これは事実でありますけれども、悪影響っていうふうに書いてあるんですけども、何か青少年の育成事業っていう大きなくくりになってますけども、それについては悪影響っていうのは何か想定できるものがあれば教えていただきたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） こちらのセンターの用地の北側に学童クラブがございます。こちらのほうの日影の部分で、一番日が当たらない冬至の時期の一番ゼロメートル、フラットな位置で日影が生じるということで、そちらの学童保育所に日影がかかるというようなことでの影響があるということでのこちらの陳情の記載であろうというふうに考えております。確かに、冬至の時期にはそちらのほうに日影がかかるということではございますけれども、それ以外の通常の春や夏や秋の時期には全く影響を受けないような形になっております。

また、このほか、総合福祉センターができることで、マンションと総合福祉センターという、お互いの高い建物の間に学童保育所が囲まれてしまうので、防犯上問題が生じるのではないかというような御懸念もあった、そういう御意見もございましたので、そちらのほうにつきましては市民説明会のときにも少しお答えはさせて

いただいたんですけども、事故や犯罪を未然に防ぐための方策を今後市でもさらに検討してまいりたいということ、現在ではセンターの用地と学童保育所間のフェンスに扉を設けてありますので、何かあった場合にはその扉を開けてセンター側にも避難ができるというようなことでの御説明もさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 今の答弁をお聞きしますと、結局この青少年の事業への悪影響っていうのも、実は整備計画は基本計画との整合性を欠いておりということから始まっているんですね。ということは、あくまでこれは青少年育成事業っていうことじゃなくて、要は学童保育所に影響があったと、そういうふうな形でっていうことで受けとめてよろしいでしょうね、きっとね。というふうに判断いたしました。

続きまして、東大和市街づくり条例、これについては先ほど東口委員のほうから御質問ありましたので、それはよしといたします。

また、マンション販売会社、明和地所やマンションの購入予定者からの問い合わせが相次いでいたということもお聞きをしたようでありますけれども、先ほど。ただ、情報を一切開示していなかった、提示していなかったということがありますが、これについてはいかがですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） この一部5階建てのセンターの基本設計案につきましては、先ほども御答弁をさせていただいておりますけれども、東京都の基準をまずはクリアしなければいけないということがございます。そのほか、関係の行政機関、建築事務所や保健所、消防署などの全てのそういったところの基準を満たして、なおかつ介護保険法上や障害者総合支援法上の法令の基準も満たす。その上で、のみより福祉園の保護者や利用者の皆様の御意見を伺って、そういったところの御意見なども含めて、そのほかの障害者団体の方たちともお話し合いを重ねさせていただいた結果、基本設計案ができたのが6月20日ということでございました。6月20日にできて、それを6月29日と7月7日に市民説明会という形で開催させていただきましたので、情報を一切提示してないということよりも、確かなかなか情報を提示するいとまがなかったということでございますが、最大限私どもとしては努力をさせていただいて、6月20日によりやく固まったものを6月29日と7月7日に御説明させていただいたというふうなところでございました。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今これから聞こうと思ったんですけども、それについてじゃあここには、重要な当事者の私たちに対して情報を開示せず、またその後も要望を聞き入れない。市並びに友遊会の姿勢はというふうに書いてありますね。地方自治の理念やっていうことで理念のことまで言われてますけれども、今の御答弁ですと一応お話し合いは持っている。それから、前回陳情者のお話を聞きましたところによりますと、いろいろな部分の調整もあるというふうなお話を聞いておりますけども、そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま御答弁させていただきましたとおり、6月29日、7月7日に市民説明会を開催させていただきました。7月7日の日の市民説明会の中で、マンションの方々から、もう一度マンション向けだけに説明会をしてほしいというような御要望がございましたので、7月11日の日にこのマンションの中のホールをお借りして説明をさせていただいたところがございます。

その後、そちらの中でも、皆様方からやはりさまざまな御意見や御要望があったということ踏まえまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、8月の中旬から9月にかけて管理組合の役員の方々とは4回の

協議を重ねさせていただいてるということでございます。

また、今後につきましても、先ほど来御答弁させていただきましたが、階層を少しでも下げられるかどうか、それから、階の高さ自体をちょっとでも下げられるかどうか、そういったところなどもこれからまた引き続き協議を重ねてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 済みません、これで最後にしたいと思いますが、というのは、あと8号陳情とのこともありますので。

ここの今の6号陳情の中の3といたしまして、特老建設の重要性和緊急性を盛んに強調してきましたというふうに書いてありますよね。市のほうは特老——ここには特老って書いてあります——特老の重要性、緊急性は当然お話の中ではしてこられたんだと思います。

まず、そんな中で、第8号陳情で、やはりこういう特老を早期にでもということの実現を図っていただきたいという、こういうような陳情が出ております。特老を急ぐということで、特老の必要性があるということについて、大体どのぐらいの規模でどういうふうなことが必要性があるのか、例えばベッド数ですとか何だとかっていうのをもう一度再度お聞きしたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 特養に関しての御質問でございますけれども、今現在市内4施設、それから整備費補助を行ってます市外の2施設を含めた6施設、特養の、こちらの待機者数が240人ということで、これはあくまで6施設だけということで、ここ数年240人前後で推移してるというような状況でございます。そういった状況、それから今後ますます高齢化が進んでくるという中で、特に最近クローズアップされてます老老介護っていいですか、そういった方々がふえてきてるというようなことも考えますと、在宅っていうのが一番望ましいことではございますが、やはりそういう受け入れの施設というものが無いと、これはやっぱり将来的にも不安な部分があるということでございます。

第5次の介護保険事業計画の中でも早急にそういった施設を設けたいということで、地域密着型、小規模ではございますけれども、小規模特養を建設したいということで計画をとりあえずのせていただいたというところでございます。そういったことも含めまして、市としましては、将来的なことも考えた中で、何としても特養については機会を捉えて設置してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 先ほど聞くのを忘れちゃったんですけど、特養という施設に、その建設にかかる費用の総額、総合福祉センター建設にかかる費用の総額、それを合わせるとおおむね14から15億円ということでしたよね。それから、それぞれの経常経費っていいですかね、運営にかかる経費をそれぞれどのように見込んでいるのかをまずお聞かせください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 運営費のほうの試算でございますけれども、60床で1.8対1の人員基準でございますが、そうしますと、ほぼ人件費がほとんどというふうに聞いておりますけれども、大体2億7,500万円前後の年額の運営費が特別養護老人ホームを運営する場合にはかかるというふうに考えております。

それから、総合福祉センターのほうの部分でございますけれども、そちらのほうの総事業費としての試算としては1億8,500万円ぐらいかかるであろうということ考えているところでございます。

以上です。

○福祉部副参事（石川博隆君） 先ほどの御答弁と重なりますけれども、（発言する者あり）済みません。特別

養護老人ホームの部分と、それから障害施設の部分と合わせまして14億円から15億円の施設整備の費用がかかるという形で考えてございまして、そのうち特別養護老人ホームの部分が今ですと7億4,500万円ほどの建設費用という形になってございますので、その残りの部分ということで、およそ同じ7億5,000万円ほどの建設費用が障害の施設部分という形で考えてございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 先ほど東口委員が聞いた基本計画に瑕疵があるかっていうところで、都市建設部長が問題ありませんと、計画をつくる段階から市民参加で進めてまいりましたとおっしゃいましたが、特養老人ホームについては我々も当初からは聞いておりません。そこんところは正確に答弁してください。

それで、今示されたように、総合福祉センターにかかる費用及び特養老人ホーム運営にかかる費用を足すとほぼ同じくらいということですよ。一方については、我々議員に聞かされたのも、友遊会との契約がなって、その計画がこうなりましたという時点で聞かされてるわけですよ。ですからあの場所に特養ホームをつくるという話はそれまで一切なかったわけですよ。私はそういう認識なんです。そういう計画として今出てて、その特養ホームをどうつくるかっていうことについては、都市建設部としては友遊会が出る前から市民参加で行ってたんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど私のほうから、街づくり条例に違反してるんじゃないかといったところでの答弁をさせていただきましたけれども、その中には、今回の総合福祉センターの基本計画のことということでお答えをさせていただきました。

特養の部分については、先ほどから出ておりますように、提案事業の中のもので出てきたということでございますので、それが市の行政計画に基づいて、その位置に60床のものができるという判断ではございませんが、総合福祉センターの事業、設置については、計画をきちんと関係団体の方とか市民意見を反映した形で詰めていったんじゃないかということからお答えさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時45分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（西川洋一君） 先ほどの続きですけれど、総合福祉センターをつくるに当たっては、もうこれは市民参加で長年かけて議論もし、また議会もかなりこの問題では議論もし、最終的にはこの場所に早くつくればなというのが議員の方の多くの人の考えと。また、そういう説明としても、また市側からはそのことの説明は十分されてきたわけですよ。

ただ、ここに特別養護老人ホームをつくるということについては、それまで一切議論はしてないというのも事実ですよ。そのことも含めた友遊会の整備計画になってる。このところに陳情者は市民に対する説明、合意ができてないんじゃないか。街づくり条例から見てその点はいかがなものかと、こういうふうに言ってるわけですよ。この点については、都市建設部長はどのようにお考えですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 街づくり条例の手続的などころから、私のほうからは述べさせていただきますけれども、提案事業として一つの総合福祉センター事業を進めていく上で必要な事業ということで、経営の計

画等がはっきりしていく中で固まってきた計画だというふうに捉えておりますので、説明がこの段階になってはっきりできるようになったというふう感じられるところもございます。

それについては、ここでどういったものができるかっていうようなことで、また周辺の方たちとの協議を行っていくということもありますので、建物のこととあわせた協議の中であわせて理解を求めていくという方法もとれるのではないかとこのように感じるところでございますので、そういった形で御理解を得られるように進めていくという進め方が街づくり条例の趣旨でございますので、それにのっとった方法でやっているのではないかとこのように捉えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 今の説明と、それから最初に私のほうで市と陳情者との話し合いがなされていて、その中では市としてはその要望に誠実に応えていく協議を進めてると。引き続きそれはそういう立場で進めていくという先ほど答弁があったように思いますけれども、再確認で申しわけありませんが、それでいいですね、そういう判断で。

○副市長（小島昇公君） 先ほどお答えをさせていただきましたとおり、4回ほど組合の皆さんとは今お話をさせていただいております。特別養護老人ホームの階層につきましても、引き続き御理解をいただけるような話を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（床鍋義博君） 私がちょっと考えるには、25第6号陳情なんですけれども、この当該マンションに関しては、意見聴取の場でも平成24年1月14日に販売開始して、入居開始が24年12月10日なんですよね。これは実際に、じゃ市が、総合福祉センターの基本計画というのは24年の7月です。この中を見ると20ページあたりに大体イメージ図が出てるんですけども、やっぱり3階建てというふう書いてあるんですよ。延べ床面積も16ページに3,000平方メートルぐらい必要だって考えて、実際には募集要項が24年の10月に出て、それで友遊会との協定が4月ですよね。そうすると、その後で出てきたということになると、その後で出てきた計画が、結局延べ床面積が4,900、約5,000ですよね。2,000平米ふえてるわけですよ。住民の人から見ると、突然出てきた感はやっぱり否めないと思うんですね。だから、それに関しては、もともと最初からマンションを購入する際に計画してたこととやっぱり大分違うなっていう感じは私は否めないというふうには思っています。

ただ、意見聴取の中で、問題はこの特養も含めた総合福祉センターの計画自体には反対してないっていうふうに言ってたんで、恐らくこれはもう条件というか建築の高さのものとか、そういったところで折り合いをつける可能性があるんじゃないかと。そういう点でね、今現在市は住民の方たちと協議機関を設けてることなので、私はそういったことを引き続き続けていけば妥協点見出せるかなというふうには思っています。

もう一つ、8号陳情に関しては、これはもちろんこの地に特養のホームを新しく建設することに関しては全く問題ない。さっきの6号陳情ともそんなにそごする問題ではないのかなというふうには思っています。

以上です。

○委員（西川洋一君） 私は6号陳情はね、採択すべきというふうに思います。

それで、ここで述べられてる陳情は、いろいろ書いてありますけど、かなめは住民が納得できるような建設にしてほしい。納得できるというのは、総合福祉センターはあってよい。特養ホームもあってよい。ただ、余りにも突然5階建てというのができてきたんで、その問題については考慮してほしい。大筋そういうふうには受けとめました。それで、これはもっともかなと。私たちとしても、やはり望まれてそこに市の施設ができる。近隣住民から反対を受けてできるんじゃないかと、望まれてできる、そういうものを建設していく必要があるというふうに思います。

ただ、市もこれから関係者と十分協議して一致点をつくり上げていくという立場というふうに受けとめましたので、そういうふうに、採択としていいんじゃないかというふうに思うわけです。

もう一方の8号陳情については、この6号陳情がどういう趣旨かという関連もあるわけですよ。この住民の方が、何が何でも特養ホームはだめだと言った場合には、それぞれに住民同士の争いになるようなことになってしまうわけですけど、今回6号陳情者のほうでは特養ホームも許容の範囲ということですので、この8号陳情についても、当該地ということがあるから趣旨採択がいいかなというふうにはまずは思っています。

この陳情趣旨の書き方ですけど、ちょっと言いがかりつけるようで申しわけないんですけど、陳情者は1人の名前になってますよね。だけど陳情趣旨のところに、私たちは介護予防リーダーの有志ですってこう書いてあるので、できれば陳情者もね、そういう有志でやるんだったらそのようにやっぱり書いてもらったほうが陳情をつくる上で正確かなというふうに思いました。

○委員（関田 貢君） 今回のこの6号陳情について、私たちは忘れてはいけないのは、この東大和市総合福祉センターの経過を、前の市長のときでは財政困難のために凍結ということの事実がある。そして、今度新市長になってから、この総合福祉センターの建設についてということで、市長からの諮問で再度委員会が開かれ、その委員会の開かれた過程の中でお金の問題、行政は財源がないということで断念するのか、そしてみんなの委員からは何とかつくってほしいということで民設民営の案が持ち上がり、今日ここへ答申になるまでの過程は、逐次私たち議員も知らされてるはずだと私は思ってます。

ですから、こういう陳情が、市長の諮問機関で立ち上がり、そして先ほど説明があったように、建設ができる段取りになって、東京都に申請する段階になって地域に説明するというような手続の行為の中で、今回こういう問題が発生するわけですね。ですから、こういう問題の発生した要因については、住民ということについては、市長の諮問機関であるそれぞれの団体の人たちが意見を述べ、今ここで議論されたような意見は多々議論されてると私は思ってます。

しかし、地域の住民が民間企業と、それで第三の市と話し合いを十分今後続けていくということが、地域住民の声の中で協議会を設けてくださいということが、今の話を聞きますと、この工場地域の問題では高さが25メートルで8階建てまで建てられるとか、日影規制はないとか、いろんなこういうことが言われたけれど、答申の中でも、委員会の中でもこういうような議論はされてきたんですね。

ですから、こういうことについての情報は、新しい住民は、先ほど床鍋さんが期日述べられてましたけれど、そういう期日では情報が行ったのか行かないのかということの精査は、やっぱり住民はそのときは知らなかった。じゃ、突如あらわれたという表現は出てくるのかもしれない。

しかし、私たちは、この議会では、この議論はもう前の市長の時代に凍結されるくらい皆さんは真剣にやってきたけど、財政難で先送りになり、新市長になって、2年前の新市長から新しく諮問を委員会に任されて、それで財源の検討の過程の中で民設民営というのが生まれて、当然民設民営ですから、東大和市の福祉計画

の中ではどういう施設が大事なのかと。そういう施設が盛り込まれるっていうことは、私たち想定は、その当時福祉計画の中で何が採算が合うか、何が採算が合わないのかということがこういう形で出てきたときに今議論の対象になったと思うわけですね。

ですから、私はこういう、今自由討論ですから、こういうことの見解は諮問委員会が、市長に答申してきた委員の皆さんも真剣に議論してここまで立ち上げてくれたんですから、私たちはこの建設計画の中で、東京都へ出したときの資料で地域に説明したっていうことに対して、遅いとか早いとか、期日のことについていろいろ意見が出てくるわけですから、その意見について、私は最後、副市長が8月中旬以降話し合いをしてきたということは、先ほどの答弁の中で4回してきたと。そしてこの4回してきたことの中で、今後も続けてきたいと、この今後も続けてきたいと答弁してますけれど、この今後続けてきて、いつまでこの話をまとめなきゃいけないかというのは大事な仕事が出てくるんですよ。だから、その辺のことを、僕は自由討議の中で再度これだけは確認しておきたいと。幾ら話し合い話し合いと言っても、その時期と、そこまで地域のここに集まっている皆さんと話を煮詰めなきゃいけないと、努力もしなきゃいけないと私は思っています。

以上です。

○委員（東口正美君） この陳情を受理してるのが8月19日ということで、それ以降既に協議の場が4回持たれているということもありますので、ここでの陳情での要望は今既に進行中であるというふうに考えておりますので、既になし遂げられているものかなというふうに考えております。

○委員（中村庄一郎君） 私も東口委員と同感でありまして、そのために、先ほどの質疑の中で何度か確認させていただきました。また、前回のお話を聞く機会にも、もう高さの調整や何かの話も出ますよという話だったんですね。そういうことをされているんですね。ただ、この中には、先ほども聞いたように、その後の要望も聞き入れないって書いてあるんですけども、実際にはもういろいろ話し合いを持たれているということもあるようであります。これは代表者さんのお話だったですよ。それは皆さん聞いて御存じだと思いますけども、そういうこともあるようですし、確認した中では、市のほうもそういう機会を設けてるというような話を聞いたので、既にこの陳情の内容については進行してるんだなというふうな判断をしております。

それと、あとこの判断の内容によっては、第8号の陳情、この問題にも非常に影響してくるところであります。一部の議員の中では市民同士のどうのこうのっていう話も出ましたけども、西川委員のほうからもそういう話も出ましたけども、市民同士のそういうところに至ること自体は議会としてそれはひとつやってはいけないことかなと思いますので、ここでしっかりと判断の中でしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（西川洋一君） その陳情が満たされてるっていうことは、当然これは採択していいっていう意味ですよ。これが実行されてるっていうことですからね。そういう意味で捉えていいんですね。

○委員（中村庄一郎君） 満たされてるということですから、改めて議会のほうで判断する必要はないと、こういう判断であります。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

25第6号陳情 「（仮称）東大和市総合福祉センター」建設に際し、周辺住民及び環境に配慮した建設を行うよう要望する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中間建二君） 採決いたします。

25第8号陳情 特別養護老人ホームの建設に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本件を採択と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、25第9号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

25第9号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（床鍋義博君） まず、この陳情の理由の中の1番のところで総合福祉センターの内容を知らない障害者福祉団体がまだたくさんありますということが記載されてます。このことに関して市はどのような告知、どういふところに知らせてるのか、今の状況。もしそれが十分でないというふうを考えられてるといふ人がいるといふことはどういうことなのか、市の認識をお聞きします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 私どもといたしましては、6月の中旬以降にこの基本設計案が6月20日にできましたので、それを受けまして、次の日の6月21日に東大和市の障害福祉の団体の皆様で構成される総会にお呼びいただきまして、その後、御説明をさせていただきました。

また、このほかに6月20日にできた基本設計案につきましては、みのり福祉園の利用者や保護者の皆様、地域活動支援センターの御利用者の皆様などにも御説明をさせていただきました。その後、7月に入りましてNPOの福祉の作業所の皆様にも基本設計案を御提示させていただいて御説明をさせていただきました。

また、先ほどの前段の陳情の中でも御説明させていただきましたが、6月29日と7月7日の市民説明会には障害がある方も来ていただけるようにということで、手話通訳の方を配置させていただいて御参加いただくように対応を図らせていただいたところでございます。また、センターの中に設置予定をしております喫茶、売店の運営に関しましては、5月の半ばに作業所の連絡会の代表の方々と顔合わせを行いました。

ただ、具体的な運営に関しての中身というのは、まずはハード面、施設のハードの設計とかが全くまだその段階では固まっていなかったものですから、まだその段階では具体的な運営の方法についてまだ話し合いの段階ではないことで、顔合わせというような状況でありました。

今後につきましては、引き続きこれらの団体の方々や、当然みよりの保護者の方々、利用者の方々などにまた御説明を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） そうしますと、これ、理由の中にありますけれども、市報等でも福祉団体に公に呼びかけるものではなかったとか、NPO福祉東大和連絡会、この団体から市に依頼してきてもらったっていうことは、やっぱり漏れが結構あったと思うんですね。

今後、これから、それはハード面っていうことだったんで、今後ソフト面に関しては十分周知していくっていう話だったので、そのことに関しては今度ちゃんと市報で呼びかけつつ、市がこういう障害者団体というのは市内に幾つもあるというのはちゃんと把握してると思うんで、漏れなくそういうことで周知して、話し合いの場を設けるという認識でよろしいですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 実際のその、今回、先ほど来御説明させていただいてますけれども、一部5階建ての基本設計案が今変更できるかどうかということで話し合いを進めさせていただいているところ、協議をさせていただいてるところでございますので、それがやはり変わってくるということになれば、当然やはり関係される皆様に御説明をさせていただきたいというふうに考えております。また、きちんとハードの部分が固まれば、その後は具体的な運営をどうしていくかということになってくるかと思われまして、それができるようになった時点で、引き続きそういった話し合いや協議の場というのは設けたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（西川洋一君） この陳情は、いろいろこの総合福祉センターについて市議会として検証してくださいということですので、検証しなければいけないということですよ。

幾つかお聞きしますけど、まず陳情趣旨のところ、福祉の拠点というふうに捉えて、そう機能するかどうか検証してくださいですけども、でも私の認識は、かつて総合福祉センターということで福祉全般にわたっての議論はされてきたと。しかし、その後、今回の計画になるに当たっては、どちらかといえば障害者福祉の、言うなら特化したとか、そこを中心としてほかの介護の相談業務なども入れるという、そういう位置づけになってきてるんじゃないかなと思うんですけど、私の認識が間違っていれば間違っていると指摘していただいて、今建てようとしている総合福祉センターの現在の、いわゆる市民合意でずっと進んできて、議会もそうしたことと納得していると思われるこの施設の基本目標といいますか性格といいますか、それは市はどのように見ているんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回のこの（仮称）東大和市総合福祉センターの基本計画、平成24年7月のものですが、これに沿って今回今特別養護老人ホーム等の併設で一部5階建て案の基本設計案が出ているということですが、確かに現行の基本計画の中では中心が障害者福祉のほうの総合相談というようなことが中心にはなっておりますけれども、これにつきましては、やはり障害の方だけではなく、高齢者の方も年をとれば、いわゆる障害を持つということになってくるわけでございますので、きちんと相談をつなげて、場合によってはさまざまな関係機関につなぐ役割ということで、そういったコーディネートを図れるつながりのある施設というようなことで地域に開かれた福祉の拠点というようなことで私どもは位置づけておりま

すので、それにつきましては、何か変更があったとか、そのようなふうには私どもは捉えてはおりません。

以上です。

○委員（西川洋一君） そうすると、実際に業務の中では、どちらかといえば福祉全体を見渡すという点では相談活動の中で行っていく、それを称して福祉の拠点というふうには捉えていいんじゃないか、そういう計画になってきてるってことですよ。この施設で全ての福祉関係の作業もやるとか、そういうことにはなってないってことですよ。

それから、陳情の理由の2のところですかね、ここではここに通う、どちらかといえばみのりの人が通うことになるんでしょうかね、就労継続支援B型とか。そういうことでの作業もやると思うんですけども、ここで特養ホームの食事をそこでつくるってことで、本当に対応できるのかどうか。そういう心配が出されてるわけですよ。それに対応してくとすると、そういう作業に従事できる人だけがそこに集められないか。それに重度の人はどうなっちゃうのか、そういう心配も私はあるんじゃないかと思うんですけど、その点については具体的にはどうなるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） こちらの陳情の中で、御懸念ということで、特別養護老人ホームなどの食事の調理なども本当にできるのかというようなことも記載されておりますけれども、こちらのほうは法人のほうから私どもが説明をいただいているところでは、障害のある利用者の方々が厨房で行う作業につきましては、例えば盛りつけられたものを施設に運ぶ配膳の仕事などを行うということで、実際の調理というのは専門の職員を雇用して、その方々がやはり行うというようなことでございます。

こういったところは、実際に事業予定者であります社会福祉法人友遊会が既に運営している秋田の施設、それから川口の施設などで実際に運営をしているということで、私ども選定委員会の中でそのような実際の状況なども拝見させていただいておりますので、そういったところできちんと運営できるものというふうに考えているところでございます。また、あわせてこれらの業務をすることによりまして、工賃の向上が望めるというようなことでございます。

また、重度の方々がそちらのほうから外されてしまうのではないかなというようにございますけれども、まずみのり福祉園から全ての方たちをこちらのセンターの中で受け入れをさせていただきますので、その中で一人一人の御本人の状況を見ながら、あと御本人の御希望、それから御家族の御希望、そういったものをきちんと聞いて、それをそれぞれいわゆるサービス計画、ケアプランという中に落とし込んで、どのような仕事に従事するか。厨房だけではございませんので、そのほかのクリーニングや園芸やさまざまな仕事がこれから生じてまいりますので、それも御本人や御家族などと実際の法人のサービス担当責任者とかケアプランの責任者などと打ち合わせをしながら実際に具体的には決めていくものだと考えております。

また、法人の理事長につきましては、精神科医として長年秋田の中で実際に運営をされておりますので、そういったところでは非常に専門家で、御相談するには大変そういった専門の力をおかりできて、より充実した施設の運営、利用者や保護者の皆様にとっても安心したサービスを提供されていくものではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（西川洋一君） そうしますと、今現在みのりにいる人は全員が入って、就労支援B型に、こういう言い方していいのかどうか、ついてけないっていうか、作業に加われないっていう人は、その人の希望にも応じて、別の事業である生活介護とか、そういう方面で利用者との相談の上で進めていくことができるというような内

容で今お答えになったっていいんでしょうか。ちょっと確認させてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 就労継続B型のほうの仕事が主に先ほど申し上げました厨房とかクリーニングとか園芸とかってということも想定をしておりますけれども、生活介護の方々も、その中でやはりそういった働いて御自分で工賃などを得たりするということも入っておりますので、法人の中では生活介護の人たちもその中で御自分のそれぞれのでき得るお力の中で工夫をして、いろいろな作業等に従事してもらいたいというふうに考えてるというようなことで御説明はいただいております。

以上です。

○委員（西川洋一君） そういうお答えですと、議会のほうは今後見守ってくということが所管、担当である厚生文教委員会としても必要なというふうには判断しました。

それから、次のところの検証ですけども、もしこの事業者が失敗した場合どうなるのかということも疑問として出されております。これは市と事業者との協定の中でその辺は十分盛り込まれているというふうに私は思いますけれども、もう少し具体的に説明していただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） こちらの陳情の中にも記載されておりますけれども、市と法人とで締結した協定の中で損害賠償等の規定もさせていただいております。また、市は法人の行う事業を監督して必要な助言を行うことというようなことの記載もさせていただいております。また、センターの運営につきましては、毎年度法人から報告を求めることとしておりますし、定期的に連絡会議なども行ってくことを予定しておりますので、常に運営状況については情報の共有が図れるというふうに考えておりますので、そういったところで市と法人の双方で常に連携をとりながら協議して対応できるものというふうに考えております。

以上です。

○委員（西川洋一君） これも今後見守ってくということになるようなことにはなるかと思えます。

それから、3番目は、この事業者に対して広い土地を無償で提供ということで特別の措置がされてると。

ついては、他の似たような事業所についても市としても考えるか、あるいはこの事業所としての特化すべきことがあるのではないかという、これは御意見だと思んですけど、そういう内容もありますけれども、こうした点についての配慮はあるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） こちらの陳情の記載でございますとおり、重度の医療的ケアの必要な利用者の方の積極的な受け入れというようなことの記載もございますけれども、現在のみの福祉園ではなかなかそういう重度の方の受け入れというのが非常に今難しい状況でございます。

法人のほうからは、やはり専門職を配置できるということで、重度の方の受け入れと医療ケア等の必要な利用者の受け入れなども十分可能ですというような御説明もいただいておりますし、医務室などの設置や医師の定期的な訪問、それからそういった中で御家族が介護をしていく上でのふだんの家庭での指導や助言なども行えるというようなことのお話をいただいているとともに、あわせて、先ほど申し上げましたが、理事長がお医者様でいらっしゃるというようなことでの連携が十分に図れるというようなことで御説明はいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（中間建二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（東口正美君） 前回の委員会でも、検証を続けていく、見守っていくというようなことでありましたが、今回この事業が公設でできずに民設民営になっていったというような経緯の中で、じゃあその民設民営が容易なことかといえば、全国的に前例がない中で、財政的な理由とはいえ新しいことにチャレンジをしていくという中で、決して補助金がおりにということも含めて簡単ではない計画がここまで進んでいるということと考えますと、今後の検証はこの計画を進めていく中での検証しかないかなというふうに考えております。

○委員（床鍋義博君） 総合福祉センターなんですけども、これ、障害者団体とか長年待望してきた施設で、実際、本来の機能から考えると、その方たちが、予想されていた方たちから今現在の総合福祉センターの現状を見ると、ちょっとどちらかという一部民間の民設民営になってるっていう、これはあくまでも市の財政の問題でそうなったわけですからしょうがないのかもしれないんですけども、やはりそういう総合福祉センターという名称からするとね、少しずれてるのかなっていう感じは否めないというふうに思うんですね。

その中で、ハード面に関しては、今現状ある程度固まってきたけれども、これから重要なのはソフト面ですよ。どういうふうに運営していくのかっていうのは非常に重要で、先ほどの福祉部長からの答弁で、今後そういうソフト面についても協議会みたいなものをつくっていくということだったんで、そういうことを続けていくことでこの福祉センターを実のあるものにしていくっていう努力は必要だなというふうに思ってます。

そういう中で、実際にじゃそういう検証機関を設置してくださいっていうのは具体的にどういう委員会になるのか。普通、私が考えるには、もうこの厚生文教委員会が所管でありますので、設置してくださいっていうのはもう設置してあるわけなんで、引き続き見守っていくという形で今後の総合福祉センターのあり方というんですかね、実際の運営というのを見守っていく必要があるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員（西川洋一君） 私もね、この陳情の趣旨は「総合福祉センター」ができることに対していろいろ心配事があって、その心配事をなくすように市議会として検証してください、市議会も何とかしてくださいって、言うならそういう趣旨と私受けとめました。じゃあこの陳情に対して、これを不採択ってことになると、この願いは入れませんっていう話になるわけですよ。

もう一方、これを採択ってことになると、採択でもいいんですけど、市議会として引き続き検証ですかね。今床鍋委員が言ったように、前回もたしか趣旨採択にして、市議会としてその進行を見守りましょうという趣旨の言葉を述べて、そういう内容として決めたと思うんですよ。ですから、前回と決めた方向が最も適切かなというふうに私は思います。できれば趣旨採択でお願いできればいいかなと思います。

○委員長（中間建二君） 趣旨採択という御意見がございましたけども、趣旨採択の場合は全会一致ということになりますので、この点について御意見がある方、御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） 私も西川委員がおっしゃったように、前回と引き続き、この問題に関しては厚生文教委員会の所管ですから、引き続き見守っていくという形で、趣旨採択でよろしいと思います。

以上です。

○委員（関田 貢君） 私はね、今回の9号陳情はね、前回の5月27日、そこから約3カ月、そのときに、この中身が同じような中身で、検証してくださいということで、このときにも時間かけて趣旨採択ということで

してるわけですね。ですから、同じ趣旨採択ということよりは、もうここで十分審議して、こういうことは厚生文教委員会がこの経過を見守っていくって前回趣旨採択してるんですから、今回のこの陳情趣旨は、僕は否決しても何ら問題ないんじゃないか。この前の5月27日のこの意見が十分尊重されるということで、ここについて、また出たから趣旨採択と同じようなことを出すよりは、一つ一つを3カ月前の意見と今度の意見と違うからということやるならば、僕はここは否決で、前回の意思を、これからやってくことで事業は終わってるわけじゃないんで、この趣旨を尊重してくっていうんだっならば、5月27日のこのときの趣旨採択を尊重して、これをやってくというのが正しいんじゃないかなって私は思ってます。

○委員（中村庄一郎君） 私も関田貢委員と同感でありまして、前回趣旨採択をしてるわけでありましてね、多少内容は一部違うかもしれないですけども、逆に言うと、今回の運営の失敗の際の行政と法人の責任のとり方っていうところまで入り込んでるところですね。このところはやっぱり慎重にすべきかなというふうに思います。ですから、前回の陳情の内容でもう趣旨採択という形でそれを取り上げてありますので、私は今回はこれはこれで不採択というつもりで前回の趣旨採択を重んじたいというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

25第9号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、25第11号陳情 総合福祉センター建設に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

25第11号陳情 総合福祉センター建設に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（西川洋一君） 質疑というか、この陳情者の事前の陳情趣旨の聞き取りを、お話を聞いたんですけども、私はこの場でも、市側の説明が、言うなら市民に対しての説明が本当に気持ちを逆なでしてるような説明してるんじゃないかっていうふうな、そういう声を、そういうこととして聞いたんですよ。ですから、この中に

も、利用者に対して配慮のないことに落胆しましたとか、担当者との話し合いは困難で、ぶつかり合い、憎しみというような言葉まで出てくるようになってるんですね。この辺について、やはり市のこれからの政策を進める上で十分配慮、こうした声があるということを引きとめて配慮していただきたいと思えます。

そういう声があるというのをお聞きでしょうか。私がそういうふうに指摘したわけですけど、何か御意見ありますか。

○副市長（小島昇公君） 事業を進めるに当たりましては、関係者や住民の方に説明する機会が多々ございます。そういった中で、意を尽くしてわかっていたような説明を常に心がけているわけではございますが、関係者の方にそうでないというふうを感じ取られたということがあるとすると、私どものほうのやっぱり配慮不十分だったということは今後反省点として生かしていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

25第11号陳情 総合福祉センター建設に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本件を採択と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時35分 休憩

午後 1時30分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 次に、25第10号陳情 建設業従事者のアスベスト被害救済を早期に図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

25第10号陳情 建設業従事者のアスベスト被害救済を早急に図るよう国に働きかける意見書の提出を求める
陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（床鍋義博君） 事前の意見聴取の中で、特Aランクっていうんですか、そういう症状が出ているにもかかわらず労災認定がされていない人がかなりいるということだったんですけども、市としては主に建設業に携わる人だと思うんですけども、そういう方たちまたは市民全体に向けて、そういったアスベストに関する被害に関して労災認定が受けられますよとか、そういったことを周知をしているかどうかをお聞きします。

○環境部長（田口茂夫君） 現在、市の公式ホームページにおきまして、アスベストの対策等の相談等ということで、健康一般相談ですとか、労災等、立川の労働基準監督署が労働におけるそういった災害等の相談場所などの告知はさせていただいております。それとともに、アスベストに関する届け出という義務が事業者のほうから必要性がありますので、そういったところの御案内はさせていただいてるという状況でございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 届け出という点で一つお聞きするんですけども、桜が丘にパチンコ店が建設されるときに、前の事業所が、解体作業に入ってたときに、恐らくこのアスベストの届け出とかがあったと思うんですけども、それに関して市はどのような指導を行ってきたのかということをちょっとお聞きします。

○環境部長（田口茂夫君） 今の施設につきましては、2,000平米を超える関係で、市への届け出ではなく、立川にございます東京都のほうへの届け出ということになっております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） ということは、市はこれを把握されてるということですか。されてない。届け出が出たっていうことは知ってるけども、内容については知らないということですか。それとも、内容についてもそちらのほうから報告を受けるという形ですか。

○環境部長（田口茂夫君） 東京都に届け出が出たということは、事実としては承知はしてございますが、内容については、市としては詳細は把握できておりません。

以上です。

○委員（西川洋一君） これは、国への意見書を求めるということで、我々議会でどう判断するかということで、直接市にどうこうということはないんですけど、ただ陳情者の聞き取りの中では、これは東京土建村山・大和支部の委員長ですよ、この名前の人ね。そこの組織の中では、18人だったんですけど、可能性のある人がいるということだったかな。つまり、東大和市民の健康に関する、そういう内容でもあるというふうに捉えますと、アスベストの症状が出ると大変その人は苦しくて、日常生活が非常に困難というような状況を聞いておりますが、そうした市民の健康を守るという立場から、このアスベストによる被害が出る可能性だとか、市民にね、そういうことの施策としても、ある程度関与してかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですね。特に、東京土建の人たちは、言うなら小さな事業者、大きいとも入ってるようだけど、建築のリフォーム、解体などもしている人ですよ。そういう人たちが、そうした作業にかかる場合の注意とか、この組合としては何かやってるようですけども、市もその組合と一緒に何か市民に対してあるいはそういう事業者に対して、何か施策を持っておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺は何か

手だてがあるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） アスベストに関しましては、平成18年9月の1日から労働安全衛生法施行令が改正されまして、基本的に全面禁止というふうになっているということで、私どもも承知はしてございます。また、今委員のほうからお話がありました東京土建さんとの共同でということについては、今現状できてはおりません。しかしながら、労働基準監督署などが作成したパンフレット、そういったものにつきましては、窓口での配布ですとか、そういったことは積極的にさせていただいてるという状況でございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 委員長、できれば協議会を開いていただいて、お願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時44分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（東口正美君） この間の意見聴取の中では、ちょっと村山・大和支部の状況を伺わせていただいたんですけども、市のほうとしましては、このアスベスト被害についてどのような状況把握をされておりますでしょうか。市民の方からどういう御相談等があるかという質問です。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、市のほうには、アスベストに関する健康被害に関する御相談というのは受けておりません。平成17年度に、アスベストの暴露による健康問題というのが全国的に表面化した当時は、市のほうにも御相談があったということもありますが、その後5年余り健康相談というような記録はございません。

ただ、23年度に1件だけちょっと60代の男性の方から、アスベストという直接の相談ではなかったんですけども、肺の疾患の関係でということでの御相談があって、その中でさまざま聞き取りを受けている中で、やはりこれは専門病院を受診したほうがいいということで、市のほうの保健師が同行して国立東京病院のほうの専門医を受診したというような経緯はございます。

また、東京都の多摩立川保健所のほうにも確認をさせていただいておりますけれども、保健所のほうでもアスベストに関する相談は過去、平成17年度には非常に多かったということでございますけれども、その後は保健所のほうにも相談というのは来ていないというふうなことで確認をとらせていただいております。

以上です。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（西川洋一君） 私は、これは陳情趣旨どおり、アスベスト被害者早期救済を国に働きかける意見書を議会として出すべきだというふうに思ってます。

まず何よりも、この被害がアスベスト被害かどうかというのわかるまでが、これがまた大変なんですよね。それで、そうしてる間に被害を受けた人は息苦しいということになるのかな、本当に日々の生活に大変な状況になるという、実際にアスベスト吸い込んでから、そういう状況になるまでかなりの年月がかかって、そ

の因果関係を正確に証明するのなかなか大変なのかもしれないけど、そういう状況の中で現在被害者がいる。これから先、またアスベスト製品を使った住宅の解体やリフォームなんかする場合に、そういう可能性も出てくるということにもなるわけで、まだこの問題は解決を見てるっていうふうになりません。

それで、実際そうした被害を受けて現在苦しんでる人の思いを思えば、議会としても早急にやはり意見書を出して、国において早急な補償をするようにしていったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○委員（中村庄一郎君） 私は、逆の立場で考えますと、実際にアスベスト被害であるかないかということも、要するにアスベストの原因が何であるかということも含めて、やはり長期にかかることであるということの判断がまず一つでありますし、その中には国の最高裁の判断をしっかりと見据えた上で、やっぱりこういうことは進めていくべきじゃないかなっていうのが、まず考えの一つだと思います。

ですから、決して被害があるということも、やっぱり現実にはあるんでしょうけども、その中の要するに判断基準というのがいまだに明確ではないということ。それから、これからのあり得ることについては、もうこういう被害であることもあるかもしれないということで、これは事業所自体がやっぱりしっかりと考えていかなきゃいけない、組合でも事務所でもですね。そういうことで、しっかりと考えていく上でのことを考えて、さらにそういうことを考えていくのであればこそ、この12月の判決、これの判断基準をしっかりと見た上でするべきかなというふうに思うわけであります。

以上です。

○委員（関田 貢君） 私も、今、中村委員が言ったように、このアスベストの事業っていうのは、経済の中でも、昔の経済でいけば、一番高度成長期にこの事業を行われたと。そういう事業で、地域に帰ってくると東大和市の従事者は、聞き取りの説明によると、東大和市では18名で死亡者が12名だということで、延べ30名が東京土建村山・大和でかかわってる人がいるという中身においても、ここに書かれてる全国で争われてることも、東京地裁での判決、あるいは国の最高裁っていうことで、12月で判決については、現在高裁でも審理が続けられているということで司法の判断、やはり私も中村委員同様、これ見守っていくべきだと思うんです。そして、アスベストの対策についての健康被害については社会全体で取り組むということも言われておりますし、参議院の本会議の中で、その傷病に対しては早期に発見する方法や、治療の研究開発及びすき間のない補償、救済に努めてますと、こういうふうに国も努力してるわけですから、アスベストの全面禁止や飛散防止のさらなる強化を図ってまいりますと、こういうような関係省庁が緊密な連携をして行うということを言われてますので、まずその結果を見守ってからやっても遅くはないということで、僕は意見を上げなくても、ここの趣旨はわかったということで、その文面を、意見をまとめて出すということでなく、趣旨採択という、言葉はわかったというだけの文言でいいんじゃないのかと思います。

○委員（西川洋一君） 全く意味ないですよ。意見書を出してくださいってことなんだから、それが陳情の趣旨なんだからね、この意見書を出すか出さないかで賛成、反対と。やっぱり議会としては態度表明すべきですよ。

○委員（床鍋義博君） その意見書に関して、上げる、上げないというんですけど、その意見書の内容についてですよ、どこまで踏み込んでいくのかということも議論しなきゃいけないところだとも思うんですけども、そこら辺がないと意見書出す出さないについて判断できないと思うんですけども、これに関してはどうですか。

○委員（西川洋一君） この陳情趣旨に沿って出すっていうことですよ、当然。

○委員（床鍋義博君） ということは、陳情趣旨はアスベスト被害者早期救済を国に働きかけるという、理由も全部含めて。

- 委員長（中間建二君） 発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 委員（西川洋一君） 理由も含めて、その辺の文章はつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。
- 委員（中村庄一郎君） それを言われますと、先ほど来もう私もちょっと細かい話はしなかったんですけども、関田貢委員さんのほうで、この参議院の本会議の中で話が出た、国は健康の社会全体の取り組むべき重要な課題であるというふうに認識してると言ってるんですね。しかも、疾病を早期に発見する方法や治療法の研究開発及びすき間のない補償、それから救済に努めてまいりますっていうことを言ってるんですね。ですから、それをあえてこちら側で、じゃあ、今趣旨も含めて言うってことになりますと、もう既にこういう話を進めているということでもありますから、アスベストの全面禁止や飛散防止のさらなる強化を図っていくということも言ってるんですね。ですから、それに関して、あえて意見書を添えてという必要性があるのか。さっき床鍋委員も言われたように、その内容については、非常に議会としても慎重にしていけないといけないかなというふうに思うわけです。それは、意見を出さないでということであれば、やはりこれは慎重に考えるということであれば、私は採択はできるということになります。
- 委員（西川洋一君） 中村委員のほうから、国がこういうことで一生懸命やってるんだからいいんじゃないかということをおっしゃいましたけど、でもその過程でも、陳情者が説明したように、アスベストによる死亡者も出ているっていうことですよ。それが先へ延びれば延びるほど死亡者はふえてくっていく状況ですので、やはりこれは一刻も早く解決してくださいと、救済を行ってくださいという意見書を出すということは、大変意義のある中身だというふうに思います。
- 委員（床鍋義博君） 西川委員がおっしゃるとおり、意見書に関しては、僕は陳情趣旨に関して、アスベスト被害者早期救済を国に働きかけるという意見書は、僕はいいと思ってます。ただ、陳情理由まで全部含めると、この内容に関して司法の判断まで踏み込んでるところがあるんで、そこは踏み込むべきではないというふうには思っているんで、陳情理由も含めて意見書に上げるという点で、もしそれで意見書をつくるっていう点では、意見書に関しては提出は賛同できないというふうに思ってますが、いかがですか。
- 委員（西川洋一君） 陳情趣旨は早期救済を国に働きかける意見書だから、文言はそうなりますよね。そこに、これこれこういう理由だからというのは市議会の立場で、それはそう表現してけばいい内容じゃないかというふうに思います。
- 委員（床鍋義博君） ということは、司法の判断に踏み込まない考えでやるっていうことでも大丈夫ということでもよろしいですか。説明を続けると、司法判断というのは、ここの理由の中では、国は現在高裁で争ってるという文言で見ると、それに対しても、要は陳情者としては、国は控訴をすべきでないというふうに思ってるわけですよ。それに関して、市議会がこれで判断して、その控訴は適切か、適切でないかっていうことの判断を及ばせたくないというのが私の意見なんです。ですから、そのことに関して、その理由の中に入れるのか、入れないのかというのは、僕の中では重要な問題なんです。だから、そこを入れるっていうふうに西川委員が主張するのであれば、私は賛同できないし、これはなしにして、その趣旨を重視して、単にと言ったらおかしけど、国に対して働きかけをする、そういった被害が実情出てるんだから、国はちゃんとしてくださいよっていう意見書であれば賛同しますと、そういうことを言ってるんです。
- 委員（西川洋一君） 私は、控訴するなというのは入ったほうがいいのかと思うんですけど、ただ、意見書を出さないよりは、やはり早期解決を願う意見書は議会として出したほうがいいのかと思うんで、その辺は全体の折り

合いの中で決めていったらどうかと思いますが、これまでも正副委員長において、案文を作成しというのがありますから、そういうことの中でどこまで調整できるかということはやったらどうかと思います。

○委員長（中間建二君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 1時59分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

25第10号陳情 建設業従事者のアスベスト被害救済を早期に図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時 休憩

午後 2時 1分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 次に、所管事務調査、東大和市における小・中連携教育の現状と小・中一貫教育の課題について、本件を議題に供します。

教育委員会から、資料として小・中連携教育、小中一貫教育についてが提出されておりますので、その説明を求めます。

○学校教育部参事（石井卓之君） これから小・中連携教育、小中一貫教育についての御説明をさせていただきます。

資料1ページ目をごらんください。

まず、I、東大和市の小・中連携教育、小中一貫教育について。

その1、東大和市でのこれまでの取り組みについてでございます。

まず、①平成20年度、指導室の重点課題といたしまして、小中学校の連携を設定いたしました。そして、平成22年度に9年間を見通した指導計画である小・中連携カリキュラムを作成し、平成23年度より活用しております。この間、成果も出ておりますが、課題として②にございます地域や保護者との連携は十分に行われていないと。

③として、小・中連携カリキュラムを中学校区ごとに改善、実施する必要がある。

④としまして、中学校区により連携の回数や取り組み内容の質に差があり、停滞している校区もある。

⑤多様な連携は行われるようになったが、小中学校の系統的な課題解決には至っていないなどが指摘されております。

そこで、3、東大和市の目指す小・中一貫教育といたしまして、1番目に小・中連携教育は一定の成果がございましたが、校種間の理解や児童・生徒や教職員の交流にとどまっていることなどを踏まえ、校長が地域、保護者のニーズや子供の実態を踏まえつつ、同じ方針で9年間をかけて教育課題の解決を図るためには、小中一貫教育を推進する必要があると捉えました。

本市の小中一貫教育の定義でございますが、(2)にございますように、教育目標や目指す子供像、カリキュラム等を小中学校がともにつくり上げ、共通の認識を持って義務教育9年間を通じた教育を進める取り組みといたしました。

2枚目になりますが、(3)、実施形態をごらんください。

実施形態は現在の施設を維持いたします施設分離型で実施いたします。

(4)、教育課程をごらんください。

教育課程につきましては、各校種の学習指導要領の範囲内で地域の児童・生徒の発達や課題を踏まえた教育課程を編成しております。そのため、新たなコストは発生いたしません。

その下にありますイメージ図をごらんください。

小学校6年間と中学校3年間を、より連動させるため、右側の目指しますという図になりますが、校長が9年間を見据えた教育目標や目指す子供像などを小中で共有し、学校経営方針を作成した上で学校の組織を挙げ取り組むことで、系統的、継続的な教育活動が実施できるようになります。

(5)をごらんください。(5)小中一貫教育の研究グループでございます。

現在、研究グループは学区とは関係なく、あくまでも研究を進めるグループとなっております。そこにありますように、中学校を中心としております。そのために、第五小学校が第二中学校に、校区とは別ですの入っております。あくまでも研究のグループとなっております。

(6)をごらんください。主な目的でございます。

主な目的は3点ございます。

1点目は中1ギャップの解消。2点目は教員の意識改革。3点目は教育課題解決に向けた系統的・継続的な取り組みの推進となります。

特に、②の教員の意識改革を進めることが重要であると捉えております。

4、先進校及び取り組みの特徴をごらんください。

都内の小・中一貫校といたしましては、品川区の実施している施設一体型の小中一貫教育と、平成21年に三鷹市が開始した施設分離型の小中一貫教育が代表的なものとなっております。品川区の伊藤学園は、施設一体型で教育活動を実践しておりますが、中学校1年生に当たる7年生は近隣の連携校からの入学があるため、よ

り丁寧な指導が必要であると聞いております。三鷹中央学園の四中、三小、七小は、三小と四小は道路を隔てて隣接しておりますが、七小は四中まで徒歩10分以上かかる立地でございます。コミュニティスクールを基盤としながら、小中一貫教育を実践しております。

1 ページおめくりください。3枚目となります。

2、先進校の特徴をごらんください。

まず、施設一体型の品川区の伊藤学園でございます。

白丸の2番目になりますが、全学年が市民科を新設して、これに取り組みながら、また小1から英語科を実施しております。小5から中3には、ステップアップ学習（選択学習）を新設しております。また、小5から教科担任制、部活動の導入が実施をされています。

成果としましては、1つ目としまして、積極的に話し合いを進めたことによって、一貫校としての系統性を持った指導がかなり展開できるようになってきたということがございます。それから、学校行事や生活指導においても活発な意見交換と協力をして行う体制ができてきております。

また、部活動の指導では1年生から9年生の教員が協力して実施をすることにより効果を上げております。子供の豊かな成長にかかわる面としましては、上級生は下級生の手本になろうとする意識が生まれていること。逆に、下級生は上級生に憧れの気持ちを持っている。これなどが上がっております。

課題としましては、先ほども申し述べましたが、2点目の7年生から入学してくる連携校、一体型の子供たちは1から9年上がっていくんですが、7年になると連携の周りの小学校からも入ってくる、ここが大きな課題となっていると聞いております。

1 ページおめくりください。施設分離型、三鷹市の取り組みでございます。

まず、取り組みの概要としましては、既存の小学校、中学校を存続させた形でコミュニティスクールを基盤として実施がされていることがございます。

それから、全ての教員が学園の小中学校両方の教員として兼務発令を受け、交互乗り入れの授業を実施しております。

成果としましては、1点目として不登校の出現率が減少したこと。

それから、3番目の丸になりますが、基本的な学習ルールの確立に向けて学園内で共通理解が図られた。それによって指導が進んでいること。

課題としましては、白丸の3点目、学園としてのビジョンを明確化することが課題であると。それから、保護者や地域による支援体制を一層整備することが重要であることが上がっております。

II、教育課程の基準の特例等を活用して推進する小中一貫教育をごらんください。

教育課程外の指導を実施するためには、1、研究開発学校、2、教育課程特例校、3、教育特区、この3つの方法で進める必要がございます。本市におきましては、この制度によらない通常の教育課程で進めてまいります。

なお、関係法規に関しましては、最後のページに添付しております。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○委員長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑または御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） 一つ一つ、まず1ページ目で東大和市の目指す小中一貫教育ですけれども、（1）の①

で教育課題の解決を図るためにはとあります。この一番達成したい項目っていうのは、これは何ですか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 教育課題の解決、数々の教育課題がございますが、やはりまずは学力の向上が1点目だと考えております。

以上です。

○**委員（床鍋義博君）** その学力の向上に関してなんですけれども、これは何ページ、ページが振ってないんで、4ページ目の②のイのところ、3番目のところなんですけれども、基本的な学習ルールの確立に向けて学園内で共通理解が図られ、それに向けて指導がなされてきており云々があります。これ、学力の向上と関係するのかなと思うんですけれども、今実際に市が持つてるデータで、この小中一貫校の前と、小中一貫校になった後と、学力が向上したというデータとかっていうのはあるでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** ここに出されております品川区に関しましては、多少上下があるんですが、経年を経て学力が向上しているというデータが公表されております。

以上です。

○**委員（床鍋義博君）** それと、最後のページのⅡですね。この中で、1、2、3と、さまざまな方法が掲げられて、東大和市はこのいずれの方法もとらないっていうことをおっしゃっていたんですけれども、これに関しての理由を教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** ここにあります3つの方法につきましては、かなり先進的な取り組みであるということが文科省から認められて取り組むものでございます。本市におきましては、もっと手づくりの、本来に本市ならではの形で行おうと思っておりますので、この3つの方法をとりとうとは考えておりません。

以上です。

○**委員（西川洋一君）** 私、よくわかんないんですけど、これは今の報告を聞くと、小・中連携教育、小中一貫教育はもう前提で進められていると。だから、これまでの取り組みから入ってるわけですね。

だけど、こういう考えが出てきた背景っていうんですか、なぜそうなのか。ここで中1ギャップつつうようなところにちょっと入っていますけど、小学校から中学校に行くとき、何か生徒の側にも問題があり、学校側にも問題があるのかなって感じはするんですけど、その一番の小中一貫、小・中連携、こういう考え方に入って、それに一生懸命取り組もうと言ってる基本のそこをちょっと教えてくれませんか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 本市が平成20年度に、まず小・中連携に取り組み始めました。今委員から御指摘があったような不登校が、平成16年度物すごくふえていたと。いろいろな取り組みとあわせて、やはり中1ギャップの解消ということが、小学生が中学に入ったときに戸惑わずに進めるということが重要であると考えておりました。また、同じく学習面についても、やはり小学校の教え方、中学校の教え方、かなり差がございました。まずは、教員がそこを理解して、その溝を埋めて子供たちに滑らかな移行ができるようにというのが小・中連携の開始であると考えております。

以上です。

○**委員（西川洋一君）** まず取っかかりの不登校がふえたっていうのは、これは小学校から中学校に入ると、中学1年生でふえたっていう意味合いを今おっしゃったっていうことですか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 小学校も中学校も不登校が当時はふえておりました。都の平均をはるかに上回っておりましたので、もちろん小学校に比べますと、中学校のほうが不登校率は高くなっております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 小・中連携、一貫と不登校問題は、余りつながりがないように今聞こえたんですけど、そういうことでもないんですか。中1ギャップとか、そういうのが出てくると何か小学校でずうっと教えてきたのが、その成果の上に立って中学校の勉強にすんなりつながって、中学校の先生も教えやすい、そんなような感じを受けるんですけど、何か不登校は小学校でも多くて、中学校になったらさらにふえる。小中一貫教育、連携教育っていう中で、そのこととの関連つつうのが今ちょっとわかりにくかったんですけど。

○学校教育部参事（石井卓之君） 済みません、2枚目をごらんいただけますでしょうか。

2枚目の（6）の主な目的のところにも明記をさせていただきましたが、そこにあるように、学習指導、生活指導、学校生活の急変による戸惑いによって、小学校6年生が中学校1年になったときに生ずるさまざまな実態への対応を図り、子供の負担軽減を図るというのも今回の大きな取り組みでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） そのさまざまなギャップの解消ということは、教員の意識改革が一番重要であるということを考えますと、子供側の問題よりも、まず大人側の問題を先にクリアをしていこうということだと思うんですけども、具体的にこの教員の意識改革を図るためにどのような取り組みを今までなさってきたのか。さらに、連携から一貫に移行することに当たって、教員に対してどのような取り組みをされようとしているのか教えてください。

○学校教育部参事（石井卓之君） 実は、教員がまずしっかり、小中の連携から一貫、もう連携は今まで続けてきたんですが、成果は一定出ました。ただし、やはりまだその取り組みが非常に甘い、余り進まない部分がありました。そこで、教育委員会では小中一貫教育ということで、まず校長が小・中連携をして、今まではそれぞればらばらの教育目標、それから経営方針を持っておりましたが、それを統一して、それができることによって、教員は校長の経営方針を受けて取り組みを始めていくという、その部分でまず意識を改革して進めていこうと今回は考えております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 今のところに触れるんですけども、まず2ページ目の主な目的ですね、（6）ですか、中1ギャップの解消って言われて、中1ギャップってよく聞く言葉なんですけども、ある現場の先生と話をしますと、要するに、まずはさっき御説明があったように教員の改革っていうところが必要なんじゃないかなっていうところは、私なんかと思うわけなんですよね。それで、現場の先生方とお話したときがあって、実はもう小学校も5年生も6年生も受け持つ先生は、中学校へ行ったときにどうしようかなっていう心構えを持って、学校生活の中で送り出す、小学校を送り出す、中学校に行ける生徒にするんだという心構えを持って教育をしてくんだという先生がいらっしゃるというんですよね。そうしてかないと、5年生、6年生の担任とか、そういうものを持った先生方は、それだけの意識があってやってかないと、中学に行ってやっぱり中1ギャップっていうのが出たりして、要するに不登校の生徒なんかもいても一生懸命、その先生方が中学に行っても行けるようになっていこうということで、今までのような中学とか、小学校と分かれてたときは、中学に行ったら、せっかく登校してきた生徒が中学に行ったら不登校になっちゃったっていう現実なんか結構見るようなんですよね。

だから、そのところの意味では、やはり連携から一貫っていうふうになるのは、それはそれで一つのつながった形で教えていくということで、そのギャップっていう部分が解消されるというのは、それは理屈からいくと一つなのかなとは思いますが、ただ、その過程で、それだけの意識のある先生たちが連携に

よって、その意識が薄れてしまうようなことがあっちゃいけないのかなっていうのは思うわけなんですよ。やはり、あくまで決まりとして、そういうところがあって、要するに入学式があって、卒業式があって、入学式があって、卒業式があって、入学式があって、卒業式があってって、高校までこんな段階じゃないですか。やっぱり、成長の過程の一つのけじめじゃないけれども、そういうところで一つの判断として決まり事っていうのかな、そういうことが一つ一つわきまえてやってきたんだと思うんですね。そのための僕は6年間とか、3年間、3年間、最初の6年、3年は義務教育であって、あとの3年は、これはその中で今は義務教育ではありませんので、それはそれで自分の選ぶ道として選んだという中では、小学校、中学校ってすごく大切な時期だと思うんですね。

だから、そのギャップに対して、今この一貫ということで一つあるんですけども、その中では②の教員の意識改革、ここのところをもう少し何か目に見えた強化対策というのかな、そういうのがあったら教えてもらいたいと思うんですけど。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 実は、小学校と中学校の教員、結構近くにいるんですけども、お互いに学習指導法とか、生活の指導の仕方を知らないことが非常に現実として数多くあります。私自身も実は小学校の教員をやっておりましたが、中学ってどうしているのか、ぎりぎりまでわからなかったです。ですから、そういうところをしっかりと双方で実践を確認しながらいくことが重要であると思います。

はじめにつきましては、やはりその都度しっかりとつけていくこと、これは大事だと思いますので、それは今までのいいところはしっかり残し、そのかわり改めて効率よくまたは継続的に指導していかなければいけない、これは間違いなくありますので、それを本市の小中一貫教育で明確にしていきたいと思っております。

以上です。

○**委員（中村庄一郎君）** そこだと思うんですね。やっぱり職業として教師として、そうやって教えてって、自分がやってきた過程の中で、ここまでできた子がいた、じゃ次に渡しますよって渡したら、それがまた何%も引いた感じで次の学校に行ったら、そうなっちゃったっていうことがないように、やっぱり連携が今度は一貫になったら、そういうところはしっかりと、その積み上げたものを次にまた積み上げるというようなことにしていっていただくということがまず大切なのかなと。

そういう意味では、先生方の連携もしっかりとしていかないと、前にちょっと佐賀県かな、向こうのほうで視察に行ったときも、連携の中ではやっぱり先生方のコミュニケーション、ちゃんとそれだけはきちっとしてくというなんですよ、伝えること。まずはだから先生方が一緒に、本当は一つの学校の中において、ふだんからいろんなものを見てると、同じものを、同じ生徒を見ながら、次はうまく引き渡しましたよ、じゃこっちは引き受けたよ、渡しますよっていうことができるということが、やっぱり大切だっていうことは言ってもらえましたよね。ぜひ、そのところでは、そういうことをしっかりとやっていただければと思います。

○**委員（関田 貢君）** 僕は、この小中一貫校についての一貫校型のことと分離型っていうことで見ると、僕は一貫校の、分離型より一貫校のほうが、いろんな問題解決、一つの場所で見るとのことの仲間意識が生まれて、その仲間意識とはどういうことかという、僕、先輩の中に聞いた話でいくと、小学生の中でいじめがあったというときに、先輩が中学生がいて、そこに中学生がそのいじめの構図を主観で捉えると、必ずその中学生がいることによって、先生がその場にはいないケースが多いので、そういう一貫校の場合は、そういういじめから、勉強のこともそう、あのお兄ちゃんみたいになりたいとか、あのお兄ちゃんはずばらしい、いろんな成績があるとかという、そういうのが見えたときに、そういう子供たちの目標になるっていうんですね、一

貫校の場所でやると。それを分離型でやると、そこが見えづらいという話をよく聞きます。その点については、皆さんの考え方はどうなんですか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 施設一体型の確かによさは今御指摘のとおりだと思っております。

私も、伊藤学園ができてから2年目のときに見せていただきました。同じ校舎で9年生、中学校3年生に当たりますが、小学生にいろいろな指導をしておりました。その中で、やはり上級生は誇りを持つんですね、僕たちはと。逆に、小学生はああいうふうになりたいと、先ほどもお話ししましたが憧れを持つ、この関係はやはり一体型のよさだと思っております。ただ、その反面、やはり、そこで先生方のお話にあったんですが、なかなか9年まとまってるために、何となくその中でできた関係が上がってしまうので、めり張りがやはりなくなってしまうところと、先ほどもありましたいじめの問題、これがなかなか一回ついたカラーが解消できないようなことも苦しんでいるところの内容の一つであると聞いてます。

一方、分離型ですが、確かに施設は離れておりますが、教育内容、これをしっかりと連携を図ることによって、一体型に負けないよさがあるということは実感しております。一概に、どちらがどうということは言えないと思いますが、うちは分離型の中でしっかり成果を出していきたいと考えております。

以上でございます。

○**委員（関田 貢君）** 僕は自分の子供の経験で、今の分離型だと救えないような気がするんですね。僕が、子供が、こういうことがあります。クラブ活動の例を出して、私も関知したからその話ができるんですが、子供たちが認めててですよ、あの人は上手だの、あの人は速いだのと、いろんなことが優秀だっていうのはわかって、子供たちの世界では級が当然上がってもしかるべきなのに、先生は上げない。そうすると、子供たちは、その上級生も、あの先生はおかしいよなっていうふうには、総スカンを食っちゃうんだね、先生が。だから、僕はそういうときに、先生は一貫校であるならば、こういう評判というのもし早く届くんだらと思うんですよ。それが届かないで先生がエゴでやってるために、今度はその先生の指導のクラブは人気なくなっちゃうんですよ、さあっと。僕は、だから先生が、そこに指導する先生は絶えず子供目線の教育してれば、「二十四の瞳」じゃないけれど、子供がどういうところに、どういう表情で、きょうは来てるかっていう浮き沈みは、その先生が40人なら40人学級、30人なら30人の子供の目線をきちっと捉えてれば、子供の環境変化っていうのはわかるはずなんですよ。

ですから、子供たちから先生がスカン食っちゃうなっていう教育が、僕はそういうところではできやすい。だから、僕はそういう意味では分離型で目が届かないというところは、一貫校のほうが目が届いて、僕はそういう一体型のほうがいろんな先生の意見が入ってくるんで、子供たちも自分たちの小学生のレベルが、中学生が教えていただく、中学生の行動が自分たちの生きざまになってくと、そういう先が見えるっていうことは、僕は一体校のほうがいいような気がしますけれど、違いますかね。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 今のような御指摘のよさは確かにあるんだなと思っております。ただ、やはり分離型でもできることは必ずあります。逆に言うと、一緒にいるからできないこともやはりあるということが出てきておりますので、ぜひともこのよさを生かしながら、今のお話のこの根本はやはり教員の質もありますので、教員の質をしっかりと高めていって、この施策を成功させていきたいと考えております。

以上です。

○**委員（西川洋一君）** 私は形で見るとじゃなくて、2ページ目の6の主な目的に書いてるところをよく読むと、小学校から中学に行くときの戸惑いっていうのは、そこに小学校で教わってきた、こういう言い方はいいのか

な、水準、小学校6年生にかけられてる学習指導要領における水準と、中学1年生にかけられている学習指導要領における水準と、ここんところがうまくつながってかないっていうのが、この中にあるっていうのは思うし、それからまた生活面でも教え方の形が変わるわけですね。そういうことから来る戸惑いというのもある。だから、それはあらかじめ小学校から、そういう形だよと教えてもらったりすれば、後半の部分はわかるけど、ただ、子供の学力、学力をどういうふうに見るかというのはいろいろあるんですけど、その後に学力観の見方というのも書いてありますけど、学力、徳育、知育ですか、それらをどう全体として見ていくかっていうこととの関連で、中学校の教育もまたつながってくわけですね。

だから、小学校におけるそれぞれの先生の一人一人の子供にわかってもらう授業をどうやってくかっていうことは、小中一貫でなくても、その先生方のお互いの交流の中で、もちろん中学の先生がそこへ来て中学校ではこうやってますよと言えば、それを勉強するっていう、そういう意味では小・中連携っていう意味合いで、なるほど、これはいいかなというふうに思うんですけど、実際に子供を中心に子供に対して、どう理解力を高めてくか。理解力つつてもいろいろ、その言葉もまた議論があるかもしれないけど、そこにかなり力を置いて、それで形の上では、それを小学校の先生も中学校の先生も一緒になってやってくことで意識改革になると。先生の意識改革が必要だからっていうのがあるんじゃないかと、子供に本当にいわゆる学力のある、体力のある、道徳観のある、そういう子供をそれぞれで育ててるわけですね。そういう教員になろうというところに、教員の意識改革が、そこにそういう形で生まれるというふうには思うんですけど。

恐らく、それを目指してんじゃないかというふうには思うんですけど、そういうことでいいんじゃないかと思うんで、何か同じようなことを別のところから言ってるのかもしれないんだけど、でもどこが中心かっていうのが、子供が中心だって私のほうは言ってるわけで、それは当然同じだよという答えになるんじゃないかと思うんですけど、そういうこととして進めていく上で、主体は子供で、その次にそれを教える個々の先生方であり、それを統括する校長先生が相互に連携しながら、カリキュラム、これを小中一貫して同じような考え方で進めてくというように受けてめると、上手にやってほしいなっていうような感じはするんですけどね。何か、小中一貫校やんなきゃいけないからやるんだっていうふうに言われちゃうと、何となくギャップを感じるんですけどね。そこんこのあたり、もうちょっと詳しく説明してもらえませんか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** ありがとうございます。思いは同じです。

まずは子供なんです。ただし、長らくやっぱり小・中連携やってきたんですが、場がないと、やはり機会がないと、それから具体的な目標がないとなかなか学校というのは、現状にどうしても甘んじてしまう、私もそうでしたけども、ことがありますんで、まずはしっかり教育委員会で方針を定めて、そのもとに校長が同じ方向を向いて、やはり今教育に足りないのは、同じ方向を向いて子供のために頑張ろうということだと思いますので、昔からやってきたことではございますが、改めて今いろんな子供たち、新しい教育課題に非常に苦労してるところがたくさんありますので、その解決に向けて同じ方向を向きながら子供のために、やはりこれを進めていきたいと考えております。

以上です。

○**委員長（中間建二君）** 済みません、ここは所管事務調査ということで、私からも1点お聞きしたいんですけども、私は小中一貫教育を当市において、より発展的に進めていかれるということで、大変期待をしてるわけですが、その中で通常の教育課程、もしくは小・中連携と違った小中一貫の取り組みの具体的な内容として1点だけ伺いたいの、やはり子供のいじめだとか、不登校だとかの最大の原因が、やはり勉強がわからない、

おもしろくない、いわゆる学校の授業についていけないところからいろんな課題が生まれてくるっていうことを、いろんなところで聞かせていただいているわけですけども、その点で学力の向上を一番に置いてるということは大変大事なところだと思うんですが、そこで前にもお聞きしたんですが、学力の向上、定着を図るためには、結局のところ、つまりいたところに常に戻っていくということができないと、結局わからない人をそのまま放っておけば、ずっとそれが積み重なるわけですから、つまりいたところに戻れるだけの丁寧な対応が、どこまでできるかっていうことが私は一番大きな課題だと思ってるんですが、それが小中一貫になったときに、そのつまりいたところにしっかり立ち戻っていけるというところが、見えてくるのかどうかということを期待してるんですけども、この点についての御認識だけ伺わせていただきたいと思います。

○教育長（真如昌美君） 今までのところのお話を伺って、御説明申し上げたいというのは、先ほど指導室長から教育課程について説明があったと思います。そこに用意された小中一貫の今現在と、それから目指していきますという、その図を見ていただくと、これが一番端的でわかりやすいと思うんですね。これまではどうか、現在もそうですけれども、1年生から6年生の義務教育の期間、これは一つの完結という、わかりやすい言葉で言ってますから、誤解のないようにしていただきたいんですが、完結というふうな感じで捉えておまして、また、新たに1年生から中学校がスタートしますよと、これも完結なんですね。それが義務教育の9年間という中で行われていた。ですから、これもちょっと誤解のないように受けとめていただきたいんですが、小学校の文化と中学校の文化とが十分連絡、連携、それこそ一つになっていないというようなところもあったんです。ですから、教員の指導方法、学習指導も生活指導も進路指導も、それぞれ自分たちなりにやってんですけども、その間につながりがないという、そういう一番のネックがあったわけですね。ですから、それを一つの9年間という一連の流れにしていきますと、今よりも間違いなく情報交換が進むだろうと思いますし、またそういうふうにしていかなければならないというふうに思っておりますので、そんなふうにながら、今の学力もあわせて、一旦真ん中で切れてしまうもとに戻るといのは大変な至難の業だったわけですね。だけでも、それが一つにつながっていくとすれば、一貫校で同じ学校の中でやっていけば、もっとその辺のところはスムーズにいくかもしれませんけれども、離れた中でもお互いに日常から情報交換してますから、ここの指導は小学校のときどういうふうな感じでやってたんですかっていう問い合わせが、あるいは答えがスムーズにできるようなになれば、間違いなく今よりももっともっと子供の学習はスムーズに進んでいくんじゃないかなというようなことが考えられます。

生活指導についてもそうですし、進路指導についてもそうですね。

うちの学校、東大和の場合は私の考えとしては、無理なく、無理のないところでお互いに、もちろん校長が一番リーダーシップをとって相互理解しなければいけませんけれども、そこで働く職員一人一人が小学校の先生方とスムーズに情報交換をして、この教育の成果が上がっていけば一番いいなというふうに思っているところでもあります。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時48分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（中村庄一郎君） 大体方向性とか、そういうあれは教育委員会の大体これで理解さしていただいたんですけども、実はまずこういう事業を始めるに当たって、ここにも見てるのは、（5）一貫教育の研究グループってということで、各中学校の下に2校とか、3校とか、多いところは3校ぐらいついていますよね。こういう形のものがつくられているんですけども、実情は要するに学校の中で管理者と、それから先生方、しっかりと一つの学校の中でも、それが教職員の例えば朝礼会だとか、あとはそういう会合だとかというものが、しっかりと構築されていて、その連携だと思うんですよ、一つずつがね。それが、連携じゃなく、今度はもう一つに、一貫ですから、一つになるとすると、そういう部分の申しわけないけど、先生に指導するということは申しわけないんですけども、そういうところが余り学校の中で見受けられないので、できればしっかりと先生方の会議の構築っていうのかな、そういうのができるようにすべきだというふうに考えるんですけども、そのところはどういうふうに考えてるのかちょっと教えてもらいたいです。

要するに、学校経営ですよ。学校経営が今度は規模が大きくなるってことなので、単体の学校経営という考え方ではちょっといかないと思うんですよ。だから、それはどういうふうに考えるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今お話をいただきました。確かに、まずは一つ一つの学校がしっかり組織をつくり上げて、もちろん校長の経営方針を受けて、あとあわせて、先ほどから御説明させていただいておりますが、やはり校長同士がまずしっかりビジョンを共有、この部分が大事だと考えております。それがなければ、やはり学校へ戻ったときに各教員への伝達ができなくなります。

あわせて、実はある校区では生活指導主任が中心となって、それぞれの小学校、中学校の生活指導が今こういう実態であると、こういうふうに進んでいるというようなのを出し合って、小学校はそこまでやってないとか、そんなことを中学はやってるんなら、もっと小学校はこうしなければいけないという下からの盛り上がりも出てきておりますので、これをうまくしっかり使いながら、やはりトップダウンとボトムアップをうまくすり合わせて、この事業を進めていきたいと考えてます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） それはわかりました、じゃあ。それをするにはどういうふうに、例えばどんな組織としての、やっぱり一つの組織の中の構築、それはどういうふうにするかによって、それができてくかっていうことをちょっとお聞きしたい。経営だからね、あくまで。

○学校教育部参事（石井卓之君） まず、各学校が今一番悩んでるのは時間がとれないということが実はございます。そこで、教育委員会といたしまして、平成26年度小中一貫教育の日ということを決めて、そこで全市を挙げてみんなが集まって、その時間でしっかりと語り合える、そういう位置づけをすることによって、学校経営というのはだんだん浸透していくと考えております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） いや、だからそこところをやっぱりしっかりとしていただかないと、私なんかはたから学校へ入って行って、いろんな話を聞いたり、見たり、研究授業だなんていうと見ると、何かまいちそういうところがはっきり見えてこないっていうのがはっきりしてて、教育方針っていうか、学校の方向性、それみたいなものがやっぱり校長と教頭と、それはワンツーであって当然なんだけども、あとは指導主事だとか、あとはほかの先生方っていうのは、ちゃんと例会みたいなことをして、ちゃんとそれを伝えていくとか、それを今度は一貫ですから、その都度こういうふうに伝えてくという方法が、何か申しわけないんだ

けど、一般社会の中の企業とは大きく相違がありますから、これは教育の中の問題ですからあれですけども、そこんところはこれから、ましてそういうものがしっかりしてないと、やっぱり豊かな教育っていうのは僕はできないんじゃないかなと思うので、ぜひそこんところはしっかりと考えていっていただきたいというふうに思います。

○委員（西川洋一君） 時間をどうとるかというのは大変だというような感じをおっしゃいましたが、私もそのことが気になってるんですね。というのは、先ほどの話の続き、ちょっとなるかもしれないけど、問題は子供たちに直接接してんのは先生ですよ。そこで学力向上だとかいろんなことを教えるわけですよ。そこが上手にいけば、先ほどのついてけない子をなくすにも、そこが肝心、一生懸命できて、それが小中、その経験が交流されてないから、もっと交流して9年間を通してそれをやろうじゃないかっていうふうな感じですので、今先生方がそういうことを一生懸命やっているときに、上から学校経営だからって命令したらできるっていうものじゃないし、交流っていうのはね、そこでの技術の向上は。先生方が今大変忙しいって話も聞いてるんですよ。また、新たなそういう仕事として命令されたら、ますます大変になるというふうに思うんですよ。そうでなくて、そこをどういうふうに上手にやってくかっつうのは、これは教育委員会としては大変頭を悩ますところじゃないかと私は思うんですけど、そのあたりは今は連携教育っていうことの中で、ある日を設けて交流しようじゃないかっていうのは一つの案として出されましたけど、それで済むような内容なんですか。時間をどうとるか、先生方がそういう交流の場をね。

○学校教育部参事（石井卓之君） 実際、今年度始まっているところなんですけど、やはり生活指導ならば昔は全部一斉に集めてたんですけど、生活指導のポジションでやっぱり今の課題を解決したいということで、小中が集まって時間を持ったりとか、それから主幹クラスが自主的に集まって、それを学校へおろしていくということを進めていく中で、先生方は実は小中がうまく連携、一貫の中で進んでいって、子供たちが成長することが一番の喜びでありやりがいなんですね。そのやりがいをしっかり明確に体感できれば、決してトップダウンではないと思っております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 今までのお話を伺って、先生方の意識の改革、また共通理解ということは理解できたんですけども、現在から、目指しますというところで、基礎期、充実期、発達期という3期に分けておりまして、あくまでも学力の向上を目指すためにこの一貫教育をするということで、確かに基礎期の小学校3年生、4年生に当たるところっていうのは、非常に基礎的な大事なところ、押さえるべきところを一つの4年生で区切っていくときに、その後の充実期から発展期の3年後もありますけれども、ここでの習熟度を見きわめた上で充実期に入っていかなければならないと思うんですけども、先ほど、つまずきに帰るということを考えますと、この基礎期、充実期、発展期の部分で習熟度をどのように見て学力向上につなげていくというふうにお考えか教えてください。

○学校教育部参事（石井卓之君） 実は、小学校の4年生段階でのつまずきというのが非常に大きいと今考えております。実際、子供たちのほうも、いろいろ調査を進めている中で、4年生のつまずきが解消できないと、やはり中学校で1年生になったときに勉強についていけないという実態がございますので、まずここが一つターニングポイントだと思っております。ここでの実態調査が、やはり重要であると考えております。まだ、方法については、これから検討していかなければいけませんけど、ある程度学校でもここを押さえてくと。

それから、東京都の施策で東京ベーシック・ドリルというのが本年度、今考えられております。これもやは

り小学校4年生段階の子供たちの力に基づいてドリルをつくっていくというふうに話を聞いております。これも、今後活用できるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（中間建二君） それでは、お諮りをいたします。

本日の所管事務調査は、この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（中間建二君） 次に、特定事件調査 行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査 行政視察のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（中間建二君） 最後になりますけれども、次回以降の進め方について、御意見をいただきたいと思っております。

特定事件調査、3つ掲げている中で、前回市内の保育園の視察等を行ったところでございますけれども、きょうは小中一貫教育ということで所管事務調査を行いました、次の定例会までの閉会中の中で図書館の実情について、現地視察調査、また今回北九州、また豊後高田の図書館を視察事項に入れておりますけれども、近隣市の中で先進的な取り組みを行って図書館も勉強させていただいたらどうかと考えておりますけれども、この点につきまして御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） よろしいでしょうか。

今定例会ということは当然できませんので、閉会中の特定事件調査の中で図書館の問題について、本市、また近隣市の状況について、取り上げていくように進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（中間建二君） これをもって、平成25年第7回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 3時 1分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二